## <規制評価シート>(各府省作成)

## 【グリーンイノベーション 1】

規制改革事項(事務局記載)		民有林における開発許可の見直し①
規制の概要(事務局記載)		【概要】 発電設備を民有林に設置する場合、「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業」は開発許可が不要となっており、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が発電施設を設置する際に許可は不要である。一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要である。 【根拠法令】 森林法第10条の2、森林法施行規則第3条
所	担当府省	林野庁
管省	担当局名	森林整備部
庁	担当課·室名	治山課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	森林法第10条の2第1項第3号 森林法施行規則第3条第18号
制	目的	森林のもつ公益機能を維持し、森林の土地の適切な利用を図る
度の概	対象	地域森林計画の対象森林(保安林及び保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く)で一定規模以上の開発を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和49年の森林法改正により、林地開発許可制度を創設
	規制改革の方向性(事務 局記載)	一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が発電施設を設置する場合に 許可が不要であるにも関わらず、発電事業者が設置する場合には許可が必要であ るのは、合理性に欠けている。電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発 電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題があると言わざるを得ない。 したがって、再生可能エネルギー施設であれば、事業主体によらずその事業に公 益性を認め、許可要件の見直しを行うべきである。

の考え方

開発行為に係る都道府県知事の許可の例外について規定する森林法第10条の 2第1項第3号の「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、 公益性が高いと認められる事業」については、 ①公益性が高いと認められる事業として土地収用法その他の法令により土地を収 用し又は使用できる事業であるかどうか ②行政官庁により十分な指導監督が行える旨法令の規定により担保されている事 業であるかどうか というメルクマールに照らして、森林法施行規則において限定列挙されているところ である。 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者(以下「一般電気事業者等」と いう。)は、電気事業法(昭和39年法律第170号)において、電気供給義務が課せら れており、一般電気事業者等の設置する発電施設は、公共の利益となる事業に必 上記規制改革の方向性へ 要な土地等の収用又は使用に関して定めた土地収用法第3条第1項第17号に規 定する「電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」に該当し、高い公益性が認められる。 これに対し、発電事業者(特定規模電気事業者、卸供給事業者。以下「発電事業 者」と総称する。)は、このような電気供給義務が課せられておらず、発電事業者が 設置する発電施設は、土地収用法の対象にもなっていないことにかんがみると、必 ずしも公益性が高い事業であるとは言い難い。 なお、許可不要の取扱いとするには、公益性が高い事業というだけでなく、行政官 庁により十分な監督が行えるかどうかについても検討する必要があるところ、一般 電気事業者等は事業実施にあたり電気事業法第3条の許可を経済産業大臣から 受けている一方、発電事業者は同条の許可が不要であり、行政庁による監督が十 全に行うことができないことが懸念される。 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ

る問題点及び問題点に対

する補完措置の有無等

林地開発許可不要の取扱いについては、公益性が高く、行政官庁により十分な指 導監督を行えることを前提としており、これらに合致しない開発まで許可不要とした 場合には、地域住民の生活に密接に関連する国土保全、水資源のかん養等の森 林の諸機能と十分な調整がとれない形で開発行為が行われるおそれある。

## 【グリーンイノベーション 2】

[ウリーフィアペーション 2]		
革事項(事務局記載)	民有林における開発許可の見直し②	
概要(事務局記載)	【概要】 林地開発許可を得る場合において、開発行為に係る森林について権利を有する者の「相当数の同意」を証する書類が必要である。 【根拠法令】	
I	森林法第10条の2、森林法施行規則第2条	
担当府省 ————————————————————————————————————	林野庁	
担当局名	森林整備部	
担当課·室名	治山課	
根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	森林法第10条の2第1項 森林法施行規則第2条第2号	
目的	森林のもつ公益機能を維持し、森林の土地の適切な利用を図る	
対象	地域森林計画の対象森林(保安林及び保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く)で一定規模以上の開発を行おうとする者	
規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和49年の森林法改正により、林地開発許可制度を創設	
規制改革の方向性(事務 局記載)	林地開発許可の申請にあたって、原則として全ての地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)の同意が必要であるが、実際には所有権登記者の死亡後数十年が経過して相続人が不明の場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。したがって、「相当数の同意」について、地権者不明の場合は、固定資産税納税者の同意書で代替可能とするなど、合理的な範囲で認めるようにすべきである。	
上記規制改革の方向性へ の考え方	土地の開発行為を行おうとする者は、当該土地に係る権原を有する者の同意を得ることが私法上不可欠である。林地開発許可制度においても、開発事業の実現可能性の有無を審査するに当たって、当該開発行為の実施予定地に係る正当な権原を有する者の同意を確認することとしている。 他方、申請段階においては、必ずしも計画の熟度に自ずと限界があることも念頭に置き、上述に係る具体的な運用基準(国から都道府県への技術的助言)としては、「開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合」になっているか否かで、審査することとしており、許可の取得に係る負担の軽減に努めているところである。 御指摘の「固定資産税納税者の同意書で代替」させることについては、固定資産税納税者と正当な権原を有する者とは必ずしも一致しない場合があり、林地開発許可制度のみならず、一般的に地権者の確認手段として有効であるかどうかについては、疑念がもたれる。	
	担当課・室名 根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載 目的 対象 規制・制度の制定時期、主な改革の方向性(事務局記載)	

	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	「固定資産税納税者の同意書で代替」した場合、申請者が林地開発許可を得たとしても、当該土地について法律上の権原を取得するものではなく、固定資産税納税者と正当な権原を有する者とが一致していなければ、正当な権原を有することにならず、民法上適法に開発行為を行うことはできない。 このような不適法な開発を許可した場合、権原のないまま開発が行われ、遡及して開発許可を取り消さなければならない事態等が発生する事となり、林地開発許可制度の厳格な運用を著しく阻害することとなる。

## 【グリーンイノベーション 3】

		Ţ
規制改革事項(事務局記載)		国有林野における許可要件・基準の見直し①
規制の概要(事務局記載)		【概要】 国有林野は「公用、公共用又は公益事業の用に供するとき」であれば、貸付が可能とされている。一般電気事業者等の公益企業を除く事業者が発電事業を行う目的で5haを超える国有林野を使用する場合、以下の要件が求められる。 ・自己消費が過半以下で、残る全てを一般電気事業者に売電すること。 ・当該事業が、地方公共団体の定める基本構想等、地域の振興計画に位置付けられていること。
		【根拠法令】 国有林野の管理経営に関する法律第7条、国有林野を自然エネルギーを利用した 発電の用に供する場合の取扱いについて(平成21年 20林国業第196号林野庁長 官通知)
所	担当府省	農林水産省
管省	担当局名	林野庁
宀	担当課•室名	業務課 国有林野管理室
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第7条、 国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて (平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通知)
	目的	自然エネルギーを利用した発電の用に供するための国有林野の貸付について、その対象となる発電の種類、施設、国有林野の貸付けの根拠法令である国有林野の管理経営に関する法律の適用条項等の取扱いを規定
	対象	自然エネルギーを利用した発電の用に供することを目的とした国有林野の貸付
規制・制度の概要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	・平成13年9月 林野庁長官通知の制定(発電事業の用に供することを目的として民間事業者に貸付する場合は、5haを限度として貸付可能。) ・平成17年3月 林野庁長官通知の一部改正(構造改革特別区域内において一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が発電を行う場合、当該発電事業を公益事業に該当するものとみなし、面積制限することなく貸付可能。構造改革特区の特例措置) ・平成21年4月 林野庁長官通知の一部改正(地方公共団体の策定する地域の振興計画に位置付けられ、一般電気事業者への売電(電力供給量が自家消費量を除く発生量であり、かつ発生量の過半であること)を目的として民間事業者が発電を行う場合、当該発電事業を公益事業に該当するものとみなし、面積制限することなく貸付可能。上記特例措置の全国展開) ・平成22年度中 林野庁長官通知の一部改正(上記の一般電気事業者への売電について、その売電量が発生量の過半であれば、一般電気事業者以外の者への売電が可能とする。)

事業の公共性・公益性が求められ、事業形態が「発生電力の半分以上を一般電 気事業者に売電する」ものに限定されているため、発電事業者が一般電気事業者

## 【グリーンイノベーション 4】

規制改革事項(事務局記載)		国有林野における許可要件・基準の見直し②
規制の概要(事務局記載)		【概要】 一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者が発電目的や発電用の蒸気生産目的で年額30万円以上の国有林野の貸付を受ける場合、「事業の公共性・公益性」が認められる必要がある。 【根拠法令】 予算決算及び会計令第99条、102条の4
所	担当府省	農林水産省
管省	担当局名	林野庁
庁	担当課·室名	業務課 国有林野管理室
規制・	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条、102条の4
制 度	目的	国が随意契約により貸付等をすることができる場合を限定
の概	対象	随意契約による国有財産の貸付等
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和22年4月30日勅令第165号により制定
規	規制改革の方向性(事務 局記載)	一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者が、再生可能エネルギー発電や 地熱発電の用に供する蒸気を生産する目的で国有林野の貸付等を受ける場合、当 該事業が公益事業とみなされないことから、林野庁・財務省間の個別協議が必要と なり、結果的に年額30万円以下(2halに相当)の場合に貸付対象が限定されてしま い、事業実施を断念せざるをえない。 したがって、現行の貸与要件を見直し、再生可能エネルギーの普及に資するので あれば、電気以外のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)であっても随意 契約による貸付を認めるべきである。
制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	予算決算及び会計令第99条第21号(公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。)の規定を適用させて、随意契約により国有林野を貸付しようとする場合は、同令第102条の4の規定によりその都度財務省との協議が必要となる。(財務省と包括的に協議が整っている事案は除く。)この協議は、事業計画等の具体的な貸付の内容をもって、個別の事案について行うものであり、民間事業者が行う再生可能エネルギーの普及に資する電気以外のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)の用に供することを目的とした貸付について、協議の可能性が全て排除されるものではないと認識している。このため、民間事業者から事業計画等に基づく具体的な貸付の要望があれば、貸付の是非を検討し、貸し付けることとした場合に、財務省との協議を行うこととなる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	個別により対応可能
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	_

## 【グリーンイノベーション 4】

[///-/-/-/-/		
規制改革事項(事務局記載)		国有林野における許可要件・基準の見直し②
規制の概要(事務局記載)		【概要】 一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者が発電目的や発電用の蒸気生産目的で年額30万円以上の国有林野の貸付を受ける場合、「事業の公共性・公益性」が認められる必要がある。 【根拠法令】 予算決算及び会計令第99条、102条の4
所	担当府省	財務省
管省	担当局名	主計局
庁	担当課•室名	法規課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	予算決算及び会計令第99条、102条の4
制度	目的	随意契約により契約相手方を選定する場合において、各省各庁における運用の統一を図るため、国家財政を所掌する財務大臣が国庫大臣として各省各庁の長から協議に預かっているもの。
の概	対象	国の契約において随意契約による場合(予算決算及び会計令第102条の4第4号及び第7号に該当する場合を除く。)
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和22年の予算決算及び会計令の制定当初から存在する規定である。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	一般電気事業者等の公益企業を除く民間事業者が、再生可能エネルギー発電や地熱発電の用に供する蒸気を生産する目的で国有林野の貸付等を受ける場合、当該事業が公益事業とみなされないことから、林野庁・財務省間の個別協議が必要となり、結果的に年額30万円以下(2halに相当)の場合に貸付対象が限定されてしまい、事業実施を断念せざるをえない。したがって、現行の貸与要件を見直し、再生可能エネルギーの普及に資するのであれば、電気以外のエネルギー供給事業(熱供給や蒸気供給等)であっても随意契約による貸付を認めるべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	国有林野を民間事業者に貸し付ける場合には、国有林野が国有財産法上の行政財産であることから、先ずは、当該財産を管理する林野庁において当該財産を貸し付けることの是非について検討されるものと承知している。財務省としては、林野庁において国有林野を民間事業者に貸し付けることとした場合において、それを随意契約により貸し付けるものとして林野庁から具体的な協議があった場合には、協議に預かることとなる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 5】

規制改革事項(事務局記載)		保安林における許可要件・基準の見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 保安林内に発電設備を設置する場合、「保安林の指定解除」または「保安林内作業許可」のいずれかの手続きが必要となる。 【根拠法令】 森林法第26条、26条の2、34条
所	担当府省	農林水産省
管 省	担当局名	林野庁
庁	担当課・室名	治山課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	森林法第26条第1項及び第2項、 森林法第26条の2第1項及び第2項、 森林法第34条第2項
制・	目的	水源のかん養、土砂の流出の防備等の公共の目的の達成
制 度	対象	森林所有者等
の 概 要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	法第26条: 昭和26年制定 法第26条の2: 平成11年制定 法第34条: 昭和26年制定 保安林・普通林ともに伐採に係る知事の許可が必要 昭和37年改正 保安林についてのみ伐採に係る知事の許可が必要
	規制改革の方向性(事務 局記載)	保安林内作業許可における「保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合」の判断が自治体毎に統一されていないため、作業許可で設置可能な場合もあれば保安林指定解除を求められる場合がある。また、保安林内における発電設備の設置にあたって、保安林の指定解除を行う場合の要件として、「指定理由の消滅」又は「公益上の理由の発生」を証明する必要がある。「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」においては、「公益上の理由」が適用される場合を土地収用法による収用の場合等に限定されているため、土地収用法に規定される電気事業者以外の民間の発電事業者は「指定理由の消滅」を証明するために、地点選定に係る様々な資料の提出(地域内での風況や経済性比較等)が求められる。水源涵養等公益的機能を有するとされる保安林の指定が近年増加傾向にある中、保安林の指定解除は極めて限定的であり、再生可能エネルギーの開発が非常に困難な状況となっている。したがって、保安林の指定目的や指定状況を再精査するとともに、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、保安林指定解除要件を見直すべきである。また、保安林を再生可能エネルギー発電設備に供する場合の許可要件(保安林内作業許可及び保安林指定解除手続き)に係るガイドラインを策定すべきである。

保安林内における作業許可に係る事務は、都道府県に対する法定受託事務であり、国が定める処理基準に基づいて適正に実施されるものであることから、統一性は維持されていると考える。また、保安林は、国土の保全を期するという公益の確保を目的として指定されている重要性に鑑みて、指定の解除に当たっては、公益性が失われることのないよう厳格に審査することが重要である。

特に、御指摘の「公益上の理由」による解除については、森林を保安林として存続させてその機能を発揮させるという必要性と、その森林を他に転用することの必要性を比較衝量して、後者の方の公益性がより大である場合に限って行うものであり、他に転用する場合の公益をより厳格に捉えなければ、保安林の保全機能により保持される公益を犠牲にすることにつながりかねない。こうした点に留意して、制度の運用としては、憲法上保障された私有財産権に配意しつつ、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用」を特定している土地収用法及び同様に法令に同種の根拠を置く事業の場合に限定して「公益上の理由」による解除の対象を厳格に運用することとしている。

仮に、特に法令に根拠を持たないものについてまでも、「公益上の理由」による解除を対象とすることにするとなれば、法令に基づき保安林の保全機能を保持するとした公益との関係において法的安定性を失するのみならず、際限なく解除の可能性を広げることにつながり、保安林の保全機能により保持される公益を徒に犠牲にすることとなり、特に環境問題が多様化・高度化する中で、現実的ではないと考えている。

【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

上記規制改革の方向性へ

の考え方

【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対 する補完措置の有無等 保安林における作業許可や指定の解除については、森林法第25条第1項に規定する指定の目的に照らして判断されるものであり、特段の法令の根拠なく再生可能エネルギーであることのみに着目した規制の緩和を行うことは、保安林の指定の目的である地域住民の生活に密接に関連する国土の保全、水資源のかん養等保安林の公益目的の保全に支障を来すおそれがある。

## 【グリーンイノベーション 6】

規制改革事項(事務局記載)		農地における開発許可の見直し①
規制の概要(事務局記載)		【概要】 第1種農地の転用は公益性がある等、相当の理由がないと認められない。 【根拠法令】 農地法第5条、施行令第18条、施行規則第35条、37条
所	担当府省	農林水産省
管省	担当局名	農村振興局
庁	担当課·室名	農村計画課
10	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	農地法第4条、第5条
規制・制力	目的	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止する。
度の	対象	農地を農地以外のものにする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定:昭和27年(農地法の制定) 主な改正経緯: 平成10年(2ha超4ha以下の農地転用許可権限を都道府県知事許可に委譲) 平成21年(公共転用に係る法定協議制の導入等農地転用規制を厳格化)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	第一種農地の転用が認められる「相当の理由」に該当する「公益性の高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業が挙げられており、この対象とならない民間の発電事業者による再生可能エネルギーの円滑な導入が阻害されている。また、「相当の理由」に該当する「特別の立地条件を必要とする」事業のうち、従来は「土石その他の資源の採取」として発電設備設置のための農地転用が認められていたが、国の見解によって当該解釈が認められなくなったという指摘もある。したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。
規制改革	上記規制改革の方向性へ の考え方	
要 望 等	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
への対応	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	第1種農地は、原則として転用を許可することができないが、土地収用法第3条に規定する公益性が高いと認められる事業の用に供される場合等には、例外的に許可することができることとされている。 土地収用法第3条第17号の電気事業法に係る事業を営もうとする者は、電気事業法第3条第1項に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされている。 したがって、御提案の民間の発電事業者が、電気事業法第3条第1項に基づく許可を受けた場合には、御提案の再生可能エネルギー関連の設備を第1種農地に設置することは可能である。

## 【グリーンイノベーション 7】

		<u></u>
規制改革事項(事務局記載)		農地における開発許可の見直し②
規制の概要(事務局記載)		【概要】 一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電用電気工作物等を設置する場合は農地転用許可が不要である。 【根拠法令】 農地法第5条、施行規則第18条、53条
所	担当府省	農林水産省
管省	担当局名	農村振興局
庁	担当課·室名	農村計画課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	農地法第5条第1項第7号、農地法施行規則第53条第11号
が制・制度	目的	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止する。
の概	対象	農地を農地以外のものにする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定:昭和27年(農地法の制定) 主な改正経緯: 平成10年(2ha超4ha以下の農地転用許可権限を都道府県知事許可に委譲) 平成21年(公共転用に係る法定協議制の導入等農地転用規制を厳格化)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電設備を設置する場合には農地転用許可が不要とされている一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要であるのは、合理性に欠けている。電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も送電設備に係る許可条件が異なることは問題があると言わざるを得ない。したがって、再生可能エネルギー施設であれば、事業主体によらずその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを行うべきである。
規制改	上記規制改革の方向性へ の考え方	
革要望:	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
等への対応	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	土地収用法第3条第17号に規定され、公益性が高い収用対象事業となっている「電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」に関する事業のうち、電柱等の送電用電気工作物等の設置に係る事業については、道路沿いの農地等を利用して電柱等を設置し電線を通じて送電することが一般的であり、この場合、立地選定に代替性の余地がなく、かつ、農地を大規模に転用することが想定されず周辺農地への影響が少ないことから許可不要としているところである。同号に規定する一般電気事業等を行う者は、電気事業法第3条第1項に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならないこととされている。一方、一般電気事業等以外の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模電気事業(同法第16条の2に規定する届出のみで営業が可能)や自家用の発電等については、特定の需要先にのみ電気を供給する事業であることから、土地収用法第3条に規定する収用対象事業とはされておらず、転用許可対象事業である一般電気事業者等と同様に取り扱うことは困難である。

## 【グリーンイノベーション 8】

規制改革事項(事務局記載)		農用地区域内における開発許可の柔軟化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 農用地区域からの除外手続きについて、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が事業に供する電気工作物を設置または管理する場合は、発電の用に供する場合を除き届出で可能である。 【根拠法令】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2、施行規則第37条
	担当府省	農林水産省
所管	担当局名	農村振興局
省 庁	担当課·室名	農村計画課
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	農業振興地域の整備に関する法律第11条、第13条、第15条の2第1項第6号、施 行規則第37条
規制・制度の概	目的	農用地区域は、市町村の農振整備計画において、集団的な農地や公共投資を行った農地などの優良な農地等について、住民への公告縦覧及び異議申出等の慎重な手続を経て定められているものであり、当該区域からの除外を行う場合には、同様の手続を経て農振整備計画を変更することが必要となる。 農用地区域内の農地等において開発行為を行う場合は、当該区域内にある農地等の農業上の利用に支障を及ぼすことがないよう都道府県知事の許可を必要としているところであるが、公益性が特に高い事業であって、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものについては許可不要としている。
要	対象	農用地区域内において開発行為をしようとする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定: 昭和44年 農振法の制定 主な改正経緯: 昭和50年 (農用地区域内開発許可制度の創設等) 平成11年 (除外要件を法定化) 平成21年 (農用地区域からの除外の厳格化、公共施設の開発行為に係る法定 協議制の導入等)
規制改革要望	規制改革の方向性(事務 局記載)	農用地区域内の農地を転用するためには、当該区域から除外するための手続きが必要(市町村長による農業振興地域整備計画の変更手続き等)であり、地権者・森林組合・農業協同組合等の関係者の同意が求められるため、手続きに時間を要している。一方で、一般電気事業者等が事業に供する電気工作物を設置または管理する場合は、発電の用に供する場合を除き、当該手続きが届出で可となっており、不合理である。 したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	の考え方 【対応可能性のある場合】	

等
^
の
対
応

# 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等

「電気事業法に基づく一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者が行う電気事業の用に供する電気工作物」等の土地収用法に規定され公益性が高いと認められる対象事業であって、立地選定の余地がなく、農業上の利用や農業施策等への支障が少ないと認められる電線等の設置又は管理に係る行為については、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものとして、農用地区域内の農地等における開発許可を不要としているところである。

このため、御提案のように、再生可能エネルギーに係る事業であることのみをもって、電気事業法等における位置付けにかかわらず、また、立地選定の適否を問うことなく農用地区域内の農地等における開発許可を不要とすることは困難である。

なお、開発許可不要の行為についても、農用地等以外の用途に供するものとして、農振整備計画を変更し農用地区域から除外することが必要である。

(開発許可が不要な行為の届出については、農用地区域内の農地等の管理上、地方公共団体が必要と認めて求めているものと考えられる。)

### 【グリーンイノベーション 9】

規制改革事項(事務局記載)		農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 農用地区域内の農地に売電目的で太陽光発電設備を設置する場合、農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地区域の変更及び農地転用の許可が必要である。 【根拠法令】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2、農地法第4条
所	担当府省	
管省	担当局名	
庁	担当課·室名	
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	農地法第4条、第5条
が 制・制度	目的	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止する。
の概	対象	農地を農地以外のものにする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定:昭和27年(農地法の制定) 主な改正経緯: 平成10年(2ha超4ha以下の農地転用許可権限を都道府県知事許可に委譲) 平成21年(公共転用に係る法定協議制の導入等農地転用規制を厳格化)
規制改革要切	規制改革の方向性(事務 局記載)	農村地域の農地に占める畦畔率は高く、太陽光パネル設置による未利用地の活用が期待できるが、農用地区域からの除外や農地転用手続きに時間や事務コストを要することから、利活用が進んでいない。 したがって、農地の有効活用の観点から、未利用地である畦畔法面部分であれば太陽光発電設備の設置にあたって農地転用の許可を不要とするべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

ᆂ
等
^
の
対
応

【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等

農地の畦畔・法面については、耕作の用に供されている土地(本地)のたん水機能等を維持・管理するために必要不可欠なものであることから、農地法における農地と判断されているところである。

また、農地法では、農地の区画及び形質に変更を加えて住宅等の用地にする行為等は、農地を農地以外のものにするものとして、第4条及び第5条に規定する都道府県知事等の農地転用の許可を要することとされている。

御提案の畦畔・法面への太陽光発電設備の設置については、農地の耕作、維持・管理に支障が及ぶ可能性があるため、一律に農地転用の許可を不要とすることは困難であるものの、当該設備の形態や設置の方法等によっては、農地の区画及び形質に変更を加えたとまでは認められず(畦畔のたん水機能を損なわない)、農地転用許可が不要とされる場合も考えられることから、個別の当該設備の設置に係る事業計画ごとに本地及び畦畔・法面への影響について農地転用許可権者(地方公共団体や農業委員会)に相談して頂く必要がある。

なお、当該設備の設置の実態等について調査・検討の上、必要に応じ、農地転用 許可権者が、当該設備の設置に当たって農地転用許可が必要か否かについて判 断する際の基準となるような通知の発出も検討したい。

## 【グリーンイノベーション 10】

規制改革事項(事務局記載)		補助金返還義務の見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 補助金対象事業に係る目的外利用や収益納付について、以下の「できる」規定が存在する。 ・補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。 ・補助事業等の完了により補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、補助金交付の目的に反しない限り、補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。 【根拠法令】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、17条、第18条
所	担当府省	財務省
管省	担当局名	主計局
庁	担当課·室名	法規課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条、17条、第18条
制	目的	補助金等の交付の目的を達成するため
度 の	対象	各省各庁の長
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和30年 「根拠法令等」欄の条項に改正経緯なし
	規制改革の方向性(事務 局記載)	補助金適正化法は、補助金の交付申請や決定等に関する基本的事項等を規定したものであり、収益納付等の補助条件の付与、補助金の他用途への使用による補助金の返還について、「できる」といった規定を置いている。これを踏まえ、環境技術開発や間伐事業等の環境関連補助金をはじめとする補助金交付要綱においても、収益納付や他用途への使用に係る補助金返還規定が置かれている。しかし、これが実質的には補助金の返還等の義務規定として機能しているという実態があるため、事業者等からは、補助金により取得又は整備した用地等の有効利用が妨げられたり、交付を受けた補助金額を貸借対照表上の預かり金として処理せざるを得ないために補助金本来の効果が減殺されたりしているとの指摘が寄せられている。したがつて、補助金適正化法を所管する財務省においては、あくまで、収益納付等の補助条件の付与や補助金の返還は法律上「できる」規定であり、補助の目的や事業の性質によっては収益納付を課す必要がないこと及び補助の目的が損なわれない範囲であれば補助金返還を求める必要がないこと等について明確化するとともに、一定のルールに基づき、各省庁が独自の判断で交付要綱の内容を定めることをできるようにするべきである。

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	補助金適正化法は、補助金所管省庁が、補助金の交付に付随して条件を附すことができる旨や、補助金の他用途使用や補助条件違反があった場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができ、また、取消に係る部分についての返還を命じなければならない旨を規定しています。 税金の有効活用を図る観点から、各省庁においては、補助金が公正かつ効率的に使用されるよう、補助事業者に補助条件を附し、補助金により取得した財産が有効活用されるよう配意するとともに、他用途使用や条件違反といった補助の目的に照らし、不適正な事案に対しては、その事案の内容に応じて交付決定を取り消すなどしています。 財務省としては、各省庁は、これまでも、補助事業の性格や補助の目的を踏まえて、交付要綱等を定めるとともに、不適正な事案の内容に応じて交付決定の取消の要否を判断しているものと承知しており、このたびの要望については、既に実現されているものと考えられます。 なお、具体の事案に照らし補助条件を付さないこととすること等は、各省庁が当該補助事業の性格や補助の目的を踏まえて、引き続き個別具体に適切な判断をすべきものと考えられます。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

### 【グリーンイノベーション 11】

規制改	z革事項(事務局記載)	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化
規制の	)概要(事務局記載)	【概要】 市街化調整区域における建築物等の建築は都道府県知事の許可が必要である 一方で、風力発電機の設置については許可が不要となっている。 【根拠法令】 都市計画法第34条
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	都市•地域整備局
庁	担当課·室名	都市計画課 開発企画調査室
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	都市計画法第29条、第34条、第43条 都市計画法施行令第21条第14号
· 制 度	目的	都市の周辺部における無秩序な市街化を抑制するため、市街化調整区域において立地が可能な施設を限定
の概	対象	都市計画法第7条に規定する市街化調整区域内における開発行為、建築行為(建 築物の新築、改築、用途変更)
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和43年制定
	規制改革の方向性(事務 局記載)	市街化調整区域における建築物等の建築は都道府県知事の許可が必要である 一方で、風力発電機の設置については許可が不要となっている。 しかしながら、風力発電機に付随する管理棟・変電設備等が建築物と看做される ため、結果として風力発電の設置が認められない場合がある。 したがって、風力発電機に付随する設備であれば、許可不要である旨明確化す べきである。

#### 1. 現行制度の概要

都市計画法第29条第1項の規定により、都市計画区域又は準都市計画区域内において、建築基準法第2条第1号に定める建築物又は都市計画法第4条第11号に定める特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(以下、「開発行為」という。)をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならないこととしている。

また、都市計画法第29条第1項ただし書、同項第3号及び同法施行令第21条において、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保していく上で必要不可欠であって、適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物を定めている。同法施行令第21条第14号により、電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業のうち、

- 一般電気事業(同項第1号:一般の需要に応じ電気を供給する義務あり)
- ・ 卸電気事業(同項第3号:一般電気事業者にその一般電気事業の用に供する ための電気を供給する義務あり)
- ・ 特定電気事業(同項第5号:特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する義務あり)

上記規制改革の方向性へ の考え方 の用に供する同項第16号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物に ついては、公益上必要不可欠な建築物として開発許可が不要としている。

一方、同項第7号に規定する特定規模電気事業の用に供する同項第16号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物については、一定規模の電気需要者へ電気を供給するものであり、法令上の供給義務がなく、一般電気事業、卸電気事業及び特定電気事業とその公益性に差が存することから、許可不要とはされていない。

#### 2. 風力発電機及びその附属設備について

風力発電機については、建築基準法第2条第1号に定める建築物又は都市計画 法第4条第11号に定める特定工作物にあたらないため、開発許可の対象ではない。

また、風力発電機に附属する施設については、当該施設が、都市計画法施行令 第21条第14号の規定に該当する場合は、開発許可が不要である。

風力発電機に附属する施設が、都市計画法施行令第21条第14号の規定に該当しない場合は、都市計画法第34条第14号の規定により、当該施設に係る開発行為が、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当であるかどうかについて、開発審査会の議を経て都道府県知事が個別に判断することとしている。

#### 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等

風力発電機の付属設備であればすべからく許可不要とする場合、都市計画法施行令第21条第14号において、事業の公益性・公共性の観点から、開発許可が不要な施設を限定していることと齟齬が生じるため。

## 【グリーンイノベーション 12】

規制改革事項(事務局記載)		発電水利権許可手続きの合理化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 新規水力開発に伴って発生する減水区間に対しては、河川維持流量の放流が義務付けられている。河川維持流量は河川現況調査を実施し、河川管理者の審査を経て決定されるが、特に生息魚類に関する影響評価が重要とされている。「正常流量検討の手引き(案)」「発電維持流量調査の手引き(案)」によると、生息魚類に関する影響評価においては、減水区間内の捕獲調査等によって他の魚種より流量を多く必要とする代表魚種を選定し、既往の知見に基づき必要な水深や流速を設定することが求められる。 【根拠法令】 河川法第23条、24条、26条、河川法施行規則第11条
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	河川局
庁	担当課·室名	水政課水利調整室、河川環境課流水管理室
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	河川法施行規則第11条
制・制度	目的	水利使用の許可に当たっての河川維持流量の設定において、取水による河川の 生態系への影響、水質や景観の悪化等及び地域の河川環境に様々な影響の有無 を河川管理者において判断すること。
の概要	対象	河川の流水を占用しようとする者
女	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和39年
	規制改革の方向性(事務 局記載)	小規模な水力発電に関しては、減水区間が短く、周辺環境に与える影響が小さいと判断される場合も多い。しかしながら、その他の案件同様、減水区間に対する維持流量決定のための河川現況調査等を行う必要があるため、特に生息魚類・動植物調査についての影響評価に多大な労力とコストを要している。したがって、周辺環境に与える影響度を規模要件等から明確化し、周辺環境に与える影響が小さいと判断される水力発電設備の設置については、河川影響調査の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るべきである。また、水利権更新時においても、使用水量に変更のない単純更新の場合は、発電規模の大小に拘わらず、流量審査を省略する等手続きの簡素化を図るべきである。

上記規制改革の方向性への考え方	河川法第23条に基づく水利使用許可を行う際には、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることがないこと等を確認する必要がある。具体的には「動植物の生息地又は生育地の状況」、「漁業」、「水質」、「景観」等の観点から維持流量を設定し、これに既得の水利権に係る水利流量を加えることで正常流量を設定し、これを超える流量について取水を許可できることとしている。水利使用許可は、河川環境や水利使用等の状況は河川ごとに異なることから、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることがないかについて案件ごとに河川管理者が適切に判断する必要がある。このため、個々の水利使用について「周辺環境に与える影響度を規模要件等から明確化」することは困難であることから、ご提案のような審査手続の簡素化を図ることは適切ではない。また、発電の水利使用許可の更新は原則として20年ごとに行っており、更新に際して、使用水量の変更がない場合であっても、河川環境や地域住民の要望等の水利使用を取り巻く社会情勢が変化している場合があることから、河川管理者が改めて河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることがないかについて適切に判断する必要がある。このため、ご提案にある発電規模の大小にかかわらず流量審査を省略する等の審査手続の簡素化を図ることは適切ではない。
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	仮に流量審査を省略する等の審査手続の簡素化をした場合には、河川管理者が予期しない形で河川環境に悪影響が生じる恐れがあるほか、漁業権者や既得の水利権者に損失が生じる恐れがある。また、水利使用の許可更新時においては、河川環境の回復を願う多くの国民の期待を裏切ることになることが想定される。なお、他の水利使用に従属する小規模な水力発電については、平成17年3月に水利使用許可手続に必要となる申請書類の大幅な省略を可能としたほか、「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイドブック」を平成22年3月に公表するなど、水利使用許可の申請者の負担軽減に努めてきたところである。

規制改革事項(事務局記載)		自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続きの簡素化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・自然公園法において、改変面積が1ha以上である場合には動植物調査等によって、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認するための環境影響評価を行う必要がある。・また、改変面積が1ha未満であっても、風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無の確認が必要という判断がなされたときについても同様の調査が求められる。 【根拠法令】 自然公園法施行規則第10条、11条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	自然環境局
庁	担当課·室名	国立公園課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	自然公園法第20条第3項(特別地域内における許可)、法第21条第3項(特別保護地区内における許可)、法22条第3項(海域公園地区内における許可)、第33条第1項(普通地域内における届出及び措置命令)、自然公園法施行規則第10条第3項、第4項(許可申請書)
制度	目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的とする。
の概	対象	国立公園等において、要許可行為等を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	自然公園法 昭和32年制定、平成21年6月3日改正 自然公園法施行規則 昭和32年制定、平成22年3月29日改正
規制	規制改革の方向性(事務 局記載)	自然公園内に小水力発電設備を設置する場合には、河川法に基づく水利権許可に加えて自然公園法に基づく環境影響調査が求められる場合があるが、特に動植物調査(トラップ調査、植生調査など)については、1年半以上の調査期間を要するなど多大な労力が必要となっている。したがって、許可に係る当該調査の要否を判断する基準(「著しい環境影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められたとき」)を明確にすべきである。また、河川法手続きの場合と同様、周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、環境影響調査の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るべきである。
改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	自然公園法施行規則第10条第3項に基づく当該調査の要否の判断は、改変面積が1ha未満であっても、例えば、河川において堰を設置することで長区間にわたって減水区間が生じることにより河川生態系に重大な影響を及ぼすおそれがあるなど、開発行為によって慎重な判断を要する場合もあることから、その行為の内容、開発により影響を及ぼすおそれのある自然環境の状況などをもとに、個別具体に行っているところである。 なお、御指摘のような周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既存設備を利用した発電設備の設置については、個別具体に当該調査を不要と判断する等、既に審査手続の簡素化に心がけているところである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	上記のとおり、個別具体の状況によってその対応は多種多様であることから、基準の設定は困難である。 なお、当該調査は、文献調査と現地調査の組合せなどスクリーニングを十分に実施することにより、必ずしも1年半以上の調査を要するものではない。

## 【グリーンイノベーション 14】

規制改革事項(事務局記載)		小水力に係る従属発電に関する許可手続きの見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 発電目的での水利利用の場合、河川法に基づく許可手続きが必要である。 【根拠法令】 河川法第23条、24条、26条、河川法施行規則第11条
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	河川局
庁	担当課•室名	水政課 水利調整室、河川環境課 流水管理室
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	河川法第23条
制	目的	国民共有の財産である河川の流水の公平・公正な配分
度の	対象	河川の流水を占用しようとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	河川法:昭和39年
	規制改革の方向性(事務 局記載)	小水力発電の設置について、農業用水の排水路など既許可水利権の許可水量 の範囲内での従属発電は、河川の流量に新たな影響を与えないことから、既許可 水利権者と協議を前提に許可手続きを届出で可とするなど、手続きの見直しを図る べきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	小水力発電に係る従属発電に関する許可手続きの簡素化は重要と考えている。 このため、平成17年に必要申請書類の大幅な省略を可能とし、簡素化を行った ほか、平成22年3月には、「小水力発電を行うための水利使用の許可申請ガイド ブック」を公表し、申請の簡便化を図っている。

規
制
改
革
要
望
等
^
の
対
応

本年開催された規制・制度分科会の第1クールでは、「小水力発電の導入円滑化」について、従属発電に係る許可手続きを届出制にすることも含めて議論した上で、「規制・制度に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)において、下記の事項について平成22年度中に措置することとした。

1. 一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。

#### 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

- 2. 慣行水利権に従属する小水力発電に関する水利使用の許可申請手続きについて、①許可水利権に切り替えた上で、簡素化された手続きを行う、②慣行水利権はそのままで、通常の申請手続きを行う、のいずれかとすればよい旨、河川管理者等関係者へ通知する。
- 3. 水利権の許可に係る標準処理期間は、行政手続法の施行に伴う通達において、既に国土交通大臣が行うものにあっては10ヶ月、各地方整備局が行うものにあっては5ヶ月を目安とする旨明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、これまでと同様に行政手続法に基づき申請者の求めに応じてその理由を周知する。

これを踏まえ、1. については、河川法施行令の改正等の作業を行っており、また 2. 及び3. については、周知文書発出等の準備を行っているところである。

## 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等

従属発電に係る水利権の許可を届出制とすることは、第1クールで主張した通り、 (1)公平な第三者(河川管理者)による、従属発電を行おうとする者が河川から特別の利益を受けることが適当な者であるか否かの判断がなされなくなる。

(2)発電の水利使用は、できる限り多く取水したいというインセンティブが働きやすい特徴を有しており、従属発電の内容が従属元の水利権の許可の範囲内のものであるかについての河川管理者による審査・管理が行われないこととなると、不適正な取水により、他の水利佐用とされて、許可取消をはなどの済机な対応が開業

(3)不適正な発電水利権使用に対して、許可取消、停止などの適切な対応が困難となる。

などの理由から、適当でない。

## 【グリーンイノベーション 15】

規制改	な革事項(事務局記載)	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し
規制の	)概要(事務局記載)	【概要】 水力発電所においては、設備の工事、維持及び運用に係る保安の監督を行うため、一定要件においてダム水路主任技術者の選任が必要である。 【根拠法令】 電気事業法第43条、44条、施行規則第52条
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	原子力安全·保安院
庁	担当課·室名	電力安全課
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項、第43条第1項 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第48条第4項第3号、第5 2条第1項、第2項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成21・04・15原院第1号)
	目的	事業用電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること。
+=	対象	事業用電気工作物(600V以下かつ一定の出力未満の小出力発電設備等、安全性の高い電気工作物(一般用電気工作物)以外の電気工作物)である水力発電設備の設置者。
規制・制度の概要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	主任技術者の選任及び外部委託制度は、電気事業法制定時に創設されたもの。 主任技術者免状は、法令で定める学歴又は資格及び実務の経験を満たす者の申請により交付されるものであるが、ダム水路主任技術者免状については、平成7年及び平成9年に実務の経験に関する要件等が緩和されている。電気主任技術者の外部委託制度については、自家用電気工作物は多種多様であり、規模により確保すべき保安レベルに差があること、及び零細な設置者に電気主任技術者を選任雇用させることが経済的負担を負わせることになり結果として選任が行われない事態が懸念されたことから、需要設備(電気使用設備)に限って例外的に外部委託を認めるものとして創設された。外部委託制度の対象について、制度制定当初は最大電力300キロワット未満の需要設備のみに認められていたが、技術進歩等を踏まえ、現在に至るまで漸次改正が行われている。昭和63年には、出力500キロワット未満の一部の発電所にも認められることとなった。平成15年には、民間の活力を活用する観点から、外部委託先となる法人の要件について、経済産業大臣が指定する法人から電気事業法施行規則で定める要件を満たす法人に改め、民間への門戸開放を行った。平成21年には、外部委託先が行う保安管理業務が不適切である事例があったこと等を踏まえ、外部委託の承認基準となる外部委託契約書等に記載すべき事項の明確化を行った。
	規制改革の方向性(事務 局記載)	一定規模以上の水力発電設備については、保安の監督を行うダム水路主任技術者を選任する必要があるが、その外部委託は認められていない。このため、新規に水力発電事業に参入しようとする小規模事業者等が、実務経験要件が必要な有資格者を確保することは困難な状況となっている。したがって、ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第3者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするべきである。

規制改革要望等への対応	制改革要望等への対	上記規制改革の方向性へ の考え方	一定の要件を満たす自家用電気工作物(事業用電気工作物のうち、電気事業用以外のもの)の設置者は、保安管理業務を委託する契約につき経済産業大臣の承認を得ることで電気主任技術者の外部委託が可能である(既述)。他方、ダム水路主任技術者については、その保安の監督対象である設備の特性から外部委託を認めていないものの、安全性の技術的検討を実施した結果、出力200kW未満かつ最大使用水量1m3/s未満等の一定の要件を満たす水力発電設備については、そもそもダム水路主任技術者の選任を不要とする見直しを実施することとしている。(下記、「見直し予定及びその内容」を参照。)
		【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	小型の水力発電設備については、関係事業者等の要望を踏まえて審議会で技術的検討を行った結果、そもそも、ダム水路主任技術者の選任を不要とする結論を得た(平成22年3月31日小型発電設備規制検討WG報告書)。 具体的には、以下の小型の水力発電設備については、ダム水路主任技術者の選任及び工事計画の届出を不要とすることとしている(平成22年度中に速やかに措置予定)。・ダムを有さない出力200kW未満かつ最大使用水量1m3/s未満の水力発電設備・上下水道施設等の敷地内の水力発電設備 ・上下水道施設等の敷地内の水力発電設備 この規制緩和により、今後開発の可能性がある農業用水路や砂防えん堤等の未利用落差を利用した小水力発電設備の大半において、ダム水路主任技術者の選任が不要となる。
		【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		太陽光発電設備の緑地への算入
規制の概要(事務局記載)		【概要】 都市緑地法に規定されている緑化率に算入される「緑化施設」には、太陽光発電施設が含まれていない。 【根拠法令】 都市緑地法施行規則第9条
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	都市・地域整備局
庁	担当課·室名	公園緑地・景観課 緑地環境室
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	都市緑地法第34条、第35条、第39条、第40条 都市緑地法施行規則第9条
規 制 • 制	目的	良好な生活環境の確保に必要な緑が不足している市街地の中心部等において、市街地の大半を占める建築物の敷地の緑化を進めること
度の概要	対象	<ul> <li>・都市計画によって建築物の敷地について一定の緑化率を義務付ける緑化地域又は地区計画等緑化率規制が定められた地区において、緑化率の算入の対象とする緑化施設</li> <li>・緑化施設:樹木、芝、花壇等</li> <li>・緑化地域、地区計画等緑化率条例が定められた地域:全国で3地域</li> </ul>
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成16年制定
規制	規制改革の方向性(事務 局記載)	太陽光発電を含む再生可能エネルギーの導入促進によってCO2の排出削減に寄与することが可能である。一部自治体の独自条例によって、建築物上の太陽光発電パネルを緑地面積に代替できる場合があるが、都市緑地法・都市計画法等に同様の規定がないため、建築主にとって太陽光パネルを設置するインセンティブが少ない。したがって、太陽光発電の更なる導入促進を図るためにも、集合住宅やビルなどの屋上に太陽光発電設備を設置した場合は、環境貢献という観点から都市緑地法に規定されている緑化率に算入される「緑化施設」に、太陽光発電施設を含めるようにすべきである。
制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	都市における緑地は、都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、良好な都市景観の形成など様々な機能を有しており、都市住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠なものである。都市緑地法に基づく緑化地域制度等は、こうした機能を有する緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域において、緑化率の最低限度を定めることにより緑地の確保を図ることを目的とするものである。このため、太陽光発電施設がCO2削減につながるものであっても、これだけを理由に全国一律に緑化施設として、その面積を算入することは適当でないが、都市緑地法では、緑化地域等における緑化の義務付けが太陽光発電施設の設置を妨げることのないよう、市町村長が同法35条3項の許可をすることにより義務付けの適用を除外することが可能となっており、これによって、市町村が自らの判断で太陽光発電施設の整備を促進することも可能である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

## **合】要**

【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等

【問題点】
・都市緑地法に基づく緑化地域制度等は、多様な機能を有する緑地が不足し、建築物の敷地内で緑化を推進する必要がある区域において、緑化率の最低限度を定めることにより、緑地の確保を図ることを目的とするものであり、CO2の排出削減に寄与するという理由で、全国一律に太陽光発電施設を緑化施設の面積として算入することは制度の趣旨に沿わない。

#### 【補完措置の有無】

・市町村長が自らの判断で緑化率に関する義務付けの適用を除外とすることは可能。

## 【グリーンイノベーション 17】

2 2 2 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
		地域冷暖房にかかるエネルギープラント附属工作物の都市公園における占用の容認
規制の概要(事務局記載)		【概要】 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を 占用するときは、公園管理者の許可を受けなければならないが、占用対象に「地域 冷暖房施設」は含まれていない。 【根拠法令】 都市公園法第6条、7条
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	都市・地域整備局
庁	担当課·室名	公園緑地·景観課
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	都市公園法第6条 都市公園法第7条 都市公園法施行令第12条 都市公園法第20条
規制・制度の概要	目的	(都市公園の占用の許可) ・都市公園の機能を増進することのない工作物その他の物件又は施設は本来都市公園に設けられることは好ましくないものであるが、都市公園の敷地が様々な経済活動が行われる都市域の一部を占める以上、都市公園の敷地内にこれらを設置することがやむを得ない場合もありうることから、都市公園の機能を阻害しない必要最小限の範囲で設置を認めることとしている。 (立体都市公園) 土地の有効利用を図るとともに、他の施設と都市公園を一体的に整備することにより、都市公園の整備を効率的に進めるため、都市公園と他の施設による立体的土地利用を図ることとしている。
	対象	(都市公園の占用の許可) ・都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を 占用しようとする者。
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	<ul><li>(都市公園の占用の許可)</li><li>・昭和31年 制定</li><li>(立体都市公園)</li><li>・平成16年 制定</li></ul>
	規制改革の方向性(事務 局記載)	都市公園の公園区域を立体的に定める立体公園制度の利用により、都市公園の地下に地域冷暖房施設を設置することは可能であるが、地上部分は都市公園区域内となるため、地域冷暖房施設に付随する施設(煙突や冷却塔)を地上部分に設置することは認められていないため、実質的に利用することが不可能となっている。したがって、公共の安全を確保し、美観などへ配慮する技術的基準を満たすことを前提に、都市公園の占用を認めるべきである。

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性への考え方	既に平成15年の規制改革要望に対応して、立体都市公園制度を創設し、都市公園の地下に多様な施設を設置することを可能としたところであり、この制度を活用して、従来の占用によらず地域冷暖房施設を設けることが可能となっている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあっては、公園管理者と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、 地上部に煙突や冷却塔を設けることは可能である。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備
規制の概要(事務局記載)		【概要】 河川法:熱源として河川水を活用する場合には、流水占用や河川区域内の土地の占用、工作物の新築等について河川管理者の許可を受ける必要がある。また、熱利用にあたっては公益性・公共性が求められる。 港湾法:熱源として海水や運河の水を活用する場合には、区域内の工事や占用について港湾管理者の許可を受ける必要がある。 下水道法:熱源として未処理下水又は下水処理水を活用する場合には、施設又は工作物等の設置について公共下水道管理者と連携・協力して進める必要がある。  工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律:熱源として地下水を採取しようとする場合、揚水設備の断面積が一定規模以上のものは禁止、一定規模以下のものでも許可を受ける必要がある。  【根拠法令】 河川法、港湾法、下水道法、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	河川局 水政課水利調整室、河川環境課流水管理室港湾局 振興課海洋利用開発室
庁	担当課·室名	都市·地域整備局 下水道部下水道企画課
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	河川法(昭和39年法律第167号)第23条、第24条、第26条第1項 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条
規制・制度の	目的	河川法:河川の流水は、国民の共有財産であり、河川の流水から目的に応じて特別の利益を得る水利使用については公平・公正に配分する必要があるため。 港湾法:港湾区域又は港湾隣接地域内における水域又は公共空地の占用等を許可に係らしめることにより、港湾の適正な利用若しくは保全等を確保し、もって交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資することを目的とする。
概 要	対象	河川法:河川の流水を占用しようとする者 港湾法:港湾区域内又は港湾隣接地域内において、水域又は公共空地の占用等 をしようとする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	河川法:昭和39年 港湾法:昭和25年
	規制改革の方向性(事務 局記載)	下水(処理水・未処理水)や河川、海、運河、地下水の熱利用は省エネルギー効果も高く、未利用エネルギーの有効利用として普及拡大を促進する必要があるが、下水道法等、各種法律において熱利用に関する考え方が規定されていないため、手続きに時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合がある。したがって、下水熱や河川熱等を利用した熱供給事業を行う際に必要となる手続きやルールを明確化すべきである。
		1

#### (河川)

河川水の熱利用のための水利使用の取扱いについては、「ヒートポンプを用いた河川水熱利用のための水利使用の取扱いについて(平成9年3月31日付け建設省河川局水政課長、建設省河川局河川環境課長、建設省河川局開発課長通知)」を発出しており、ヒートポンプを用いた河川水熱利用を行うことを目的とする水利使用許可の審査方法等を明確化し、手続を簡素化しているところである。

#### (港湾)

#### 上記規制改革の方向性へ の考え方

港湾法においては、第37条第1項の規定に基づき、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)において占用等をしようとする者は、港湾管理者(地方公共団体等)の許可を受けなければならない旨を規定しているが、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)における占用等に係る事務、港湾施設の占用等に係る事務は、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理できる「自治事務」として整理されており、各港湾管理者が条例等を定めて処理しているところ。このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、許可要

このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、許可要件その他の事項について、国が一律に定めることはできないが、港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。

#### (下水)

下水熱利用については地球温暖化対策等に資するものであり、普及拡大が重要であると考えているが、ポテンシャルが限られていることや、放流先の水温への影響、利用にあたっての対価設定の考え方等が整理されていないことから、利用に関して必要な手続き、ルール等の明確化を進め、普及拡大に向けた環境整備を図る必要がある。

## 5場合】

#### (港湾)

港湾区域内の占用等の許可は、港湾管理者が行う自治事務であり、各港湾管理者が各港湾の実情に応じてするべきものであるが、港湾区域の占用等に関し、平成22年度中に港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。

#### 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

#### (下水

現在、有識者、地方自治体、民間事業者から構成される「官民連携による下水道 資源有効利用促進制度検討委員会」を設置し、下水熱を含む下水道資源の有効利 用促進に向けた検討を行っており、今年度末に上記の課題に関する基本的な考え 方を整理し、来年度以降ガイドラインを取りまとめる予定。

#### 【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対 する補完措置の有無等

## 【グリーンイノベーション 18】

革事項(事務局記載)	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	
概要(事務局記載)	【概要】 河川法:熱源として河川水を活用する場合には、流水占用や河川区域内の土地の占用、工作物の新築等について河川管理者の許可を受ける必要がある。また、熱利用にあたっては公益性・公共性が求められる。 港湾法:熱源として海水や運河の水を活用する場合には、区域内の工事や占用について港湾管理者の許可を受ける必要がある。 下水道法:熱源として未処理下水又は下水処理水を活用する場合には、施設又は工作物等の設置について公共下水道管理者と連携・協力して進める必要がある。 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律:熱源として地下水を採取しようとする場合、揚水設備の断面積が一定規模以上のものは禁止、一定規模以下のものでも許可を受ける必要がある。 【根拠法令】 河川法、港湾法、下水道法、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
担当府省	環境省	
担当局名	水·大気環境局	
担当課·室名	土壌環境課 地下水・地盤環境室	
根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	工業用水法 第3条~第5条(地下水採取の許可、申請、基準) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 第4条(地下水採取の許可、申請、基 準)	
目的	工業用水法:特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。 建築物用地下水の採取の規制に関する法律:特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
対象	工業用水法:政令で定める指定地域における工業用水のための地下水の採取 建築物用地下水の採取の規制に関する法律:政令で指定された指定地域における建 築物用地下水の採取	
規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	工業用水法:1956年施行 建築物用地下水の採取の規制に関する法律:1962年施行	
規制改革の方向性(事務 局記載)	下水(処理水・未処理水)や河川、海、運河、地下水の熱利用は省エネルギー効果も高く、未利用エネルギーの有効利用として普及拡大を促進する必要があるが、下水道法等、各種法律において熱利用に関する考え方が規定されていないため、手続きに時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合がある。したがって、下水熱や河川熱等を利用した熱供給事業等を行う際に必要となる手続きやルールを明確化すべきである。	
	担当局名 担当課・室名 根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載 目的 対象 規制・制度の制定時期、主な改正経緯	

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下のように現行制度で対応可能である。	
		【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	工業用水法における「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいい、同法においては御指摘の熱供給業の用に供する地下水を採取しようとする場合等における各種の手続が規定されている。 建築物用地下水の採取の規制に関する法律において、「建築物用地下水」とは、冷房設備、水洗便所等の用に供する地下水をいい、御指摘の冷房設備等のために地下水を採取しようとする場合等における各種の手続きが規定されている。なお、未利用エネルギーの利用のために地下水を採取して、熱利用を行う際の技術的なガイドラインの検討を行っているところである。
		【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備
規制の概要(事務局記載)		【概要】 河川法: 熱源として河川水を活用する場合には、流水占用や河川区域内の土地の占用、工作物の新築等について河川管理者の許可を受ける必要がある。また、熱利用にあたっては公益性・公共性が求められる。 港湾法: 熱源として海水や運河の水を活用する場合には、区域内の工事や占用について港湾管理者の許可を受ける必要がある。 下水道法: 熱源として未処理下水又は下水処理水を活用する場合には、施設又は工作物等の設置について公共下水道管理者と連携・協力して進める必要がある。工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律: 特定の地域において、熱源として地下水を採取しようとする場合、揚水設備の断面積や揚水深度が一定規模のものは、禁止又は都道府県知事の許可を受ける必要がある。  【根拠法令】 河川法、港湾法、下水道法、工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する
	担当府省	法律 経済産業省
管省	担当局名	経済産業政策局地域経済産業グループ
庁	担当課·室名	産業施設課
 規 制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	工業用水法 第3条~第5条(地下水採取の許可、申請、基準)
制 度	目的	特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もってその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。
の概	対象	政令で定める指定地域における工業用水のための地下水の採取
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	1956年施行
規制改革要提	規制改革の方向性(事務 局記載)	下水(処理水・未処理水)や河川、海、運河、地下水の熱利用は省エネルギー効果も高く、未利用エネルギーの有効利用として普及拡大を促進する必要があるが、下水道法等、各種法律において熱利用に関する考え方が規定されていないため、手続きに時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合がある。したがって、下水熱や河川熱等を利用した熱供給事業等を行う際に必要となる手続きやルールを明確化すべきである。
望等への対応	上記規制改革の方向性への考え方	工業用水法は指定地域における工業用途の地下水採取による地盤沈下防止等を目的としたものである。 工業用水法における「工業」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいい、同法においては御指摘の熱供給業の用に供する地下水を採取しようとする場合等における各種の手続が規定されていることから、現行法で対応可能と考える。

【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 19】

[グリーンインペーション 19]		
規制改革事項(事務局記載)		潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続きの統一化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合等においては、 土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その 他の排水施設の設置は不用である。
		【根拠法令】 下水道法第10条、施行令第7条
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	都市・地域整備局
庁	担当課·室名	下水道部下水道企画課、下水道管理指導室
規 制 •	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	下水道法第10条第3項、下水道法施行令第8条第1項第1号
制度	目的	排水設備が公共下水道に適切に接続されるよう、条例で基準を定めることとしている。
の概	対象	土地、建築物の所有者がその土地の下水を排出する際の排水管等
要	規制・制度の制定時期、主 な改正経緯	下水道法第10条第3項:昭和33年制定 下水道法施行令第8条第1項第1号:昭和34年制定
	規制改革の方向性(事務 局記載)	下水道法の解釈として、下水道管理者の許可があれば、潜熱回収型給湯器のドレン排水のように水質基準を満たす正常な水は、汚水ではなく雨水としてみなし排出してよいとされているが、自治体毎に取扱いが異なっている。 したがって、潜熱回収型給湯器ドレン排水を雨水排出として認めることを明文化し、各自治体へ周知徹底すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	下水道法において、水質基準を満たす正常な水であっても、生活又は事業に起因・付随する不用な水については、汚水に該当することとしており、自治体の判断にかかわらず潜熱回収型給湯器ドレン排水は汚水である。しかしながら、土地・建築物で発生した汚水を例外的に下水道の雨水管へ排出することについては、下水道法施行令第8条第1項第1号の規定により条例に定めるところとしている。潜熱回収型給湯器ドレン排水の雨水管への排出を明示的に認める条例の制定を自治体が検討する際の判断材料として、水質や公衆衛生の観点から国がガイドラインを示すことを検討したい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・ガイドラインの策定等の検討
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	_

# 【グリーンイノベーション 20】

革事項(事務局記載)	 
	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化 
概要(事務局記載)	【概要】 省エネ法、温対法、東京都環境確保条例それぞれについて、温室効果ガスの排 出量等の報告義務がある。 【根拠法令】 エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条、92条、地球温暖化対策の推進 に関する法律第21条の2、21条の10、東京都環境確保条例等
担当府省	経済産業省・環境省
担当局名	(経済産業省)資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部、産業技術環境局 (環境省)地球環境局
担当課·室名	(経済産業省)省エネルギー対策課、環境経済室 (環境省)地球温暖化対策課
根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第17条及び第18条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2、第21条の10
目的	【省エネ法】 事業者におけるエネルギーの使用の合理化に向けた取組みの状況について把握するため 【温対法】 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立、及び情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成。
対象	【省エネ法】 事業者のうち、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定を受けた者 【温対法】 温室効果ガスを一定量以上排出する者
規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	【省エネ法】 昭和54年制定、平成5年一部改正、平成10年一部改正、平成14年一部改正、平成 17年一部改正、平成20年一部改正 【温対法】 平成10年法律制定。平成17年改正により算定・報告・公表制度導入。平成20年に 同制度を一部改正。
規制改革の方向性(事務 局記載)	省エネ法が特定事業者に対して毎年提出を求めている定期報告書・中長期計画書、温対法が特定排出者に提出を求めている温室効果ガス算定排出量等の報告書について、現行では省エネ法が事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管官庁、温対法が当該特定排出者の事業を所管する全ての大臣に同じものを提出するよう求めている。また、東京都環境確保条例も含め、適用対象や義務内容が少しずつ異なっており、個別の対応が必要となっている。したがって、政府・行政機関での情報共有による報告内容の統一化、さらにでき得れば、情報センター等に集約された情報を各府省や自治体が必要に応じて個別に引き出す体制の整備を図ることで、手続きに係る事務の合理化・簡素化を行うべきである。
	担当府省 担当局名 担当局名 担当課・室名 根拠項示・宣達等で記載に根拠がある場合、併せて記載  目的 対象 規制なるの 対象 規制なるの 対象 規制なるの がある 対象

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	省エネ法はエネルギー原単位の向上に加え、エネルギー管理システムの導入、エネルギー管理士の選任など、燃料資源の有効な利用の確保を目的とするものであり、温室効果ガスの排出量を抑制の促進等を目的とする温対法や東京都環境確保条例とは性格を異にするもの。他方、エネルギーの使用に伴うCO2排出量については、省エネ法に基づく報告をもって温対法に基づく報告とみなす旨温対法で規定しており、手続きに係る事務の合理化・簡素化が図られている。また、上記のような国及び自治体の取組は密接に関連するものであるため、事業者の負担軽減に向けて、両者の報告等に整合性が図られるよう働きかけを行う。なお、温対法に基づいて事業者等から報告された排出量情報等は、環境大臣・経済産業大臣によって、事業者別、業種別、都道府県別に集計して公表し、更に、開示請求があった場合には、事業所別の排出量情報等を開示しており、各府省や自治体が必要に応じて個別に引き出す体制が既に整備されている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 20】

規制改革事項(事務局記載)		温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 省エネ法、温対法、東京都環境確保条例それぞれについて、温室効果ガスの排出量等の報告義務がある。 【根拠法令】 エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条、92条、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2、21条の10、東京都環境確保条例等
	担当府省	経済産業省 環境省
所 管 省	担当局名	(経済産業省)資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部、産業技術環境局 (環境省)地球環境局
庁	担当課·室名	(経済産業省)省エネルギー対策課、環境経済室 (環境省)地球温暖化対策課
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第17条及び第18条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2、第21条の10
規 制 •	目的	【省エネ法】 事業者におけるエネルギーの使用の合理化に向けた取組みの状況について把握するため 「温対法】 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立、及び情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成。
制度の概要	対象	【省エネ法】 事業者のうち、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定を 受けた者 【温対法】 温室効果ガスを一定量以上排出する者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	【省エネ法】 昭和54年制定、平成5年一部改正、平成10年一部改正、平成14年一部改正、平成17 年一部改正、平成20年一部改正 【温対法】 平成10年法律制定。平成17年改正により算定・報告・公表制度導入。平成20年に同制度を一部改正。
	規制改革の方向性(事務 局記載)	省エネ法が特定事業者に対して毎年提出を求めている定期報告書・中長期計画書、 温対法が特定排出者に提出を求めている温室効果ガス算定排出量等の報告書について、現行では省エネ法が事業者の主たる事務所(本社)所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管官庁、温対法が当該特定排出者の事業を所管する全ての大臣に同じものを提出するよう求めている。また、東京都環境確保条例も含め、適用対象や義務内容が少しずつ異なっており、個別の対応が必要となっている。したがって、政府・行政機関での情報共有による報告内容の統一化、さらにでき得れば、情報センター等に集約された情報を各府省や自治体が必要に応じて個別に引き出す体制の整備を図ることで、手続きに係る事務の合理化・簡素化を行うべきである。

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	省エネ法はエネルギー原単位の向上に加え、エネルギー管理システムの導入、エネルギー管理士の選任など、燃料資源の有効な利用の確保を目的とするものであり、温室効果ガスの排出量を抑制の促進等を目的とする温対法や東京都環境確保条例とは性格を異にするもの。他方、エネルギーの使用に伴うCO2排出量については、省エネ法に基づく報告をもって温対法に基づく報告とみなす旨温対法で規定しており、手続きに係る事務の合理化・簡素化が図られている。また、上記のような国及び自治体の取組は密接に関連するものであるため、事業者の負担軽減に向けて、両者の報告等に整合性が図られるよう働きかけを行う。なお、温対法に基づいて事業者等から報告された排出量情報等は、環境大臣・経済産業大臣によって、事業者別、業種別、都道府県別に集計して公表し、更に、開示請求があった場合には、事業所別の排出量情報等を開示しており、各府省や自治体が必要に応じて個別に引き出す体制が既に整備されている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 21】

		<b>,</b>
規制改革事項(事務局記載)		農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ガス事業者が事業に供する場合は農地転用許可を取得する必要がある。 【根拠法令】 農地法第5条、施行規則第53条
所	担当府省	
管省	担当局名	
庁	担当課·室名	
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	農地法第4条、第5条
制・制度	目的	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止する。
の概	対象	農地を農地以外のものにする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定:昭和27年(農地法の制定) 主な改正経緯: 平成10年(2ha超4ha以下の農地転用許可権限を都道府県知事許可に委譲) 平成21年(公共転用に係る法定協議制の導入等農地転用規制を厳格化)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地の権利を取得する場合、認定電気通信事業者が線路・中継基地等の施設に供するために農地の権利を取得する場合等については転用許可が不要となっているが、ガス事業においては、農地転用の許可が不用とは認められていない。また、農地転用が認められた場合にも、仮設用地については、地方公共団体ごとに取扱いにバラツキがある。したがって、公益性対象となる事業を見直し、農地転用許可の基準を見直すべきである。
規 制	上記規制改革の方向性へ の考え方	
改革	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対 する補完措置の有無等 第1種農地は、原則として転用を許可することができないが、土地収用法第3条に規定する公益性が高いと認められる事業の用に供される場合等には、例外的に許可することができることとされており、「電気事業法による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物」(同条第17号)及び「ガス事業法によるガス工作物」(同条第17号の2)については、第1種農地においても転用許可が可能となっているところである。

このうち、一般電気事業者等が設置する電柱等の送電用電気工作物の設置については、道路沿いの農地等を利用して電柱等を設置し電線を通じて送電することが一般的であり、この場合、立地選定に代替性の余地がなく、かつ、農地を大規模に転用することが想定されず周辺農地への影響が少ないことから許可不要としているところである。

一方、ガス事業法に基づき許可等を受けたガス事業者が設置するガスの導管については、通常、道路に埋設されるものであり、仮に農地に埋設する場合は当該農地及び周辺の農地への影響を及ぼすおそれがあることから許可を要することとしている。

したがって、御提案のように、ガス事業であることをもって、ガスの導管も含め当該 事業に係る農地転用許可を不要とすることは困難である。

なお、農地転用が認められた場合の仮設用地の取扱いについて、地方公共団体 ごとにバラツキがあるとのことについては、具体的な内容を御教示頂ければ、国が 主催する都道府県の農地転用担当者会議等を通じて、農地転用許可事務の運用 の適正化を図るよう周知徹底することを検討したい。

# 【グリーンイノベーション 22】

規制改革事項(事務局記載)		農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、農用地区域内での 開発行為に関して都道府県知事の許可が不要である。 【根拠法令】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2、施行規則第37条
所	担当府省	農林水産省
管省	担当局名	農村振興局
庁	担当課·室名	農村計画課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第6号、施行規則第37条
制・制度	目的	農用地区域内の農地等において開発行為を行う場合は、当該区域内にある農地等の農業上の利用に支障を及ぼすことがないよう都道府県知事の許可を必要としているところであるが、公益性が特に高い事業であって、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものについては許可不要としている。
の概	対象	農用地区域内において開発行為をしようとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定: 昭和44年 農振法の制定 主な改正経緯: 昭和50年 (農用地区域内開発許可制度の創設等) 平成21年 (公共施設の開発行為に係る法定協議制の導入等)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	農業振興地域の整備に関する法律においては、ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可を不要と規定されているが、都道府県によっては届出・除外許可申請が必要とされる場合もあり、ガスパイプラインの敷設等に支障が生じている。 したがって、都道府県知事の許可が不要とされていることを各都道府県向けに周知徹底すべきである。
規制改革	上記規制改革の方向性へ の考え方	
革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	ガス事業法に基づき許可等を受けたガス事業者がガス工作物(ガスの製造に係るものを除く)を設置又は管理する場合等、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものについては農用地区域内の農地等における開発許可を不要としている。 このことについては、地方公共団体に対してガイドラインにより既に周知しているところであるが、都道府県等によりその取扱が異なるとのことであれば、今後、地方公共団体に対し、農林水産省が主催する都道府県の農振制度担当者会議等の場を通じてあらためて周知徹底を図ることを検討したい。なお、これらの許可不要とされる開発行為の都道府県への届出等については、農用地区域内にある農地等の管理上、地方公共団体が必要と認めて求めているものであると考えられる。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 23】

規制改革事項(事務局記載)		道路への設置許可対象の範囲拡大
規制の概要(事務局記載)		【概要】 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要であるが、許可対象に再生可能エネルギー発電設備や充電施設等が含まれていない。 【根拠法令】 道路法第32条
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	道路局
庁	担当課•室名	路政課道路利用調整室
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路法第32条、第33条
税制・制度の の	目的	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物、物件又は施設を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしている。
概要	対象	道路法の道路
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)
規	規制改革の方向性(事務 局記載)	道路管理者に道路への設置許可申請ができる工作物等の範囲に発電施設が含まれておらず、法面への太陽光パネル設置などの検討さえできない状況となっている。また、今後普及が進むと考えられる電気自動車用の充電施設の設置についても、取扱いが不明確である。 したがって、道路の構造に影響を与えない再生可能エネルギー発電設備や充電施設について、許可申請の対象施設として追加すべきである。
<b>刈制改革要望等への対応</b>	上記規制改革の方向性への考え方	【再生可能エネルキー発電設備について】 「再生可能エネルキー発電設備」がどのようなものか明らかではないが、占用許可対象物件として追加するに当たっては、当該物件が道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、設置場所の基準、構造の基準等を検討する必要がある。 【充電施設について】 「充電施設」がどのようなものか明らかではないが、箱形の電気自動車充電機器であれば、道路法第32条第1項第1号の工作物に該当し、道路区域内に電気自動車のための充電機器の占用を許可した事例も存在する。
心	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	_

	Ţ		
規制改革事項(事務局記載)		電気自動車にかかる急速充電器の設置促進	
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・電気の需要場所については、一の建物内及びさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内など、「一の需要場所」を定義付けている。 ・電力会社の供給約款においては、需給契約の単位として、「一の需要場所(電気事業法施行規則と同定義)」については、「一需給契約」を結ぶ旨を定めている。(なお、供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可) 【根拠法令】 ・電気事業法施行規則第2条の2第2項 ・電気事業法第19条に基づく、一般電気事業者の供給約款に規定。	
所	担当府省	経済産業省	
管 省	担当局名	資源エネルギー庁	
庁	担当課·室名	電力市場整備課	
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	・電気事業法施行規則第2条の2第2項 ・電気事業法第19条に基づく、各電力会社の電気供給約款	
· 制 度	目的	一般電気事業者が需要家との間で需給契約を締結するに当たって、供給先となる 需要場所の概念を明確化するため。	
の概	対象	一般電気事業者、特定規模電気事業者	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	電気事業法における需要場所については、平成11年の電力部分自由化の制度整備時に「特定規模需要」の概念として明確化。	
	規制改革の方向性(事務 局記載)	電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション(共用部)等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならず、電気料金の増加(低圧契約から高圧契約となる等)を理由に機器の設置が進展しない。したがって、行政は電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、電力会社に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。	
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	一般に、需要場所の概念が明確化されず、一の需要場所内において需要を自由に分割することを可能とすると、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することも可能となってしまう。また、需要の分割に伴い、電気の供給に必要な配電線、柱上変圧器、計量メーター等の配電設備に対する投資や維持運営のためのコストが発生し、そのコスト上昇分は電気料金の値上げとなることから、特定の者の負担を軽減するため、社会全体の負担で支えることにつながる。このような恣意的な運用を防止する観点から、一定の客観的なルールを設けることは合理的と考えられる。 EV充電器を設置する場合に、現行の「一の需要場所」の定義に合致しつつ、別途の契約を締結することが可能となるケースも考えられる。なお、一般電気事業者が選択約款で対応しようとする場合は、負荷平準化や業務効率化が見込まれることが要件となる。	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中であり、その結果について一般電気事業者に周知する方向で検討。	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等		

		1
規制改革事項(事務局記載)		一需要場所の複数需給契約による需要家の再生可能エネルギー選択の柔軟化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・電気の需要場所については、一の建物内及びさく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内など、「一の需要場所」を定義付けている。・電力会社の供給約款においては、需給契約の単位として、「一の需要場所(電気事業法施行規則と同定義)」については、「一需給契約」を結ぶ旨を定めている。(なお、供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)  【根拠法令】 ・電気事業法施行規則第2条の2第2項 ・電気事業法第19条に基づく、各電力会社の電気供給約款に規定。
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課·室名	電力市場整備課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	電気事業法による規制は無し。 ※「適正な電力取引についての指針」において、自由化分野で複数の電気事業者 の電源から1需要場所に対して供給を行う形態である「部分供給」は可能である旨 規定。
制	目的	
度の	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	「適正な電力取引についての指針」は平成11年制定。
規制計	規制改革の方向性(事務 局記載)	再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を直接購入しようとする場合、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を実施できないことから、自らの総需要を上回るグリーンPPSの発電能力を確保しなければならず、グリーン電力の利用が進展しない。したがって、行政は再生可能エネルギーの選択の柔軟化を図る観点から、自らの需要の一部をグリーンPPSより電力購入する、もしくはテナントビルに入居している事業者及びビルオーナーがグリーンPPSより電力購入することを可能とするよう、電力会社に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。
改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	グリーンPPSも含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、御指摘のような複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。その上で、「適正な電力取引についての指針」において部分供給として、一般電気事業者が拒否した場合に独占禁止法上違法となるおそれのあるケース等について具体的に記載されている。 なお、このような自由化領域においては、制度上、選択約款は存在しない。
応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現行制度において対応済。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 26】

規制改革事項(事務局記載)		リチウムイオン電池の取扱いにかかる制度整備
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・リチウムイオン電池については、消防庁通達により、第4類の危険物を電解液として内臓する危険物と解されている。 ・リチウムイオン電池を航空輸送する場合、①指定サイズ、②指定カラー、③貼付箇所(複数面に亘ることは不可)の基準に基づき、梱包物にラベルを貼付する必要がある。 【根拠法令】 ・消防危第48号(平成8年4月2日付、消防庁危険物規制課長通達) ・航空法第86条、航空法施行規則第194条第1項及び第2項、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(平成20年12月24日国土交通省告示第1507号)第14条第4号
所	担当府省	総務省消防庁
管省	担当局名	
庁	担当課·室名	危険物保安室
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	消防法第2条第7項 消防法第10条 消防法第16条
· 制 度	目的	危険物による火災の発生等を防止し、国民の生命・身体・財産を保護することを目的とする。
の概	対象	リチウムイオン電池を貯蔵し、又は取り扱う者
要	規制・制度の制定時期、主 な改正経緯	昭和23年(消防法の制定)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、第4類第2石油類とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。また、リチウムイオン電池を航空輸送する場合、①指定サイズ、②指定カラー、③貼付箇所(複数面に亘ることは不可)の基準に適合したうえで、梱包物にラベルを貼付する必要があるため、コスト増加要因となっている。したがって、輸送の安全確保を前提にしつつ、国際基準にキャッチアップした合理的な制度整備を行うべきである。さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。

## 1 国連勧告との整合性について

国連勧告で求めている打撃試験や熱試験等の7種類の試験基準に適合するリチウムイオン電池は、消防法に規定する運搬容器の性能以上の性能を有していることから、国内で運搬することにおいて支障はなく、基準の見直しは必要ない。 以下にその理由を示す。

危険物を運搬する場合、危険物を収納する容器から危険物が漏出し、火災に至る危険性があることから、危険物を収納する容器について、危険物が漏出しない構造にすることが必要である。リチウムイオン電池の電解液は引火点が40℃程度であるため、消防法別表第1備考第14の規定により危険物(引火性液体(第4類第2石油類))に該当する。リチウムイオン電池は危険物である電解液を収納する容器であることから、運搬時の破損等による引火性液体の漏出を防止するため、リチウムイオン電池は引火性液体を運搬する容器の性能を有する必要がある。

消防法は国内における危険物の運搬に関する基準を規定しており、消防法に規定する引火性液体を運搬する容器は、落下試験、気密試験及び内圧試験の基準に適合する必要があるが、これらの試験は国際的な危険物の輸送に関する基準を示したものである国連勧告で規定される引火性液体(クラス3)を収納する容器に関する試験と同一のものであり、国連勧告との整合が図られている(国連勧告において引火性液体はクラス3に区分され、国際輸送時に引火性液体を収納する容器に関する試験基準が規定されている。)。

国連勧告において、リチウムイオン電池は電池そのものが危険物とされており、航空輸送においても安全であるようクラス9(その他)に分類され、引火性液体(クラス3)を収納する容器の試験と比較して厳しい試験が課せられ、打撃試験等の7種類の試験において一定の性能を有する必要があるとされている。国連勧告におけるクラス9の試験基準に適合するリチウムイオン電池は、引火性液体(クラス3)を収納する容器の性能以上の性能を有することから、リチウムイオン電池は消防法に規定する引火性液体を運搬する容器の性能以上の性能を有するものであり、国内での運搬は可能であるため、消防法がリチウムイオン電池の輸送において障害とはなっていない。

上記規制改革の方向性へ の考え方

> 2 規制の適正性(電池の製造等に過剰な設備が要求されるとの意見)について 国連勧告は危険物の国際輸送に関する基準を示したものであり、危険物を貯蔵 し、又は取り扱う工場の構造、設備等については、各国の国内法において危険物の 火災・爆発危険性に対する安全確保方策が規定されている。

> 消防法において、危険物を一定量以上貯蔵し又は取り扱う施設は、建築物は不燃材料で造る、窓等には防火設備を設ける、床は危険物が浸透しない構造とする等の必要最小限の安全対策を講ずることとされており、これらの安全対策を講ずる必要があるものは、リチウムイオン電池を大量(電解液約2ミリリットル、出力3.7ボルトのパソコン用リチウムイオン電池約50万本に相当)に製造又は貯蔵する施設である。

過去に消防法の許可を受けず、法で求める安全対策を講じていなかったリチウムイオン電池の製造工場において、300万本の電池が焼失する火災や、異常加熱によるリチウムイオン電池の電解液の外部漏出が原因で延べ面積1,230㎡の工場が全焼する火災が起きたこと、及び火災時にリチウムイオン電池が火炎等に曝されると、電池に収納されている電解液が気化し、外部へ可燃性ガスが噴出することによる火災の拡大危険性があることに鑑みても、リチウムイオン電池を大量に製造又は貯蔵する施設は、製造所等として必要最小限の安全対策を講ずる必要があり、基準の見直しは必要ない。

なお、航空輸送については、消防法の適用範囲外である。

【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等

リチウムイオン電池を大量に製造し、又は貯蔵する施設について、必要な安全対策を講じないと火災発生の危険性が高まるとともに、火災が発生した場合の周囲への拡大危険性が高まる。

また、この問題点に対する補完措置はない。

規制改革事項(事務局記載)		リチウムイオン電池の取扱いにかかる制度整備
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・リチウムイオン電池については、消防庁通達により、第4類の危険物を電解液として内臓する危険物と解されている。 ・リチウムイオン電池を航空輸送する場合、①指定サイズ、②指定カラー、③貼付箇所(複数面に亘ることは不可)の基準に基づき、梱包物にラベルを貼付する必要がある。 【根拠法令】 ・消防危第48号(平成8年4月2日付、消防庁危険物規制課長通達) ・航空法第86条、航空法施行規則第194条第1項及び第2項、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(平成20年12月24日国土交通省告示第1507号)第14条第4号
所	担当府省	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係)国土交通省
管省	担当局名	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係)航空局
庁	担当課·室名	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係)運航課
規制・制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係) 航空法(昭和27年法律第231号)第86条 航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条第1項第9号、同条第2項第1 号イ 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和58年運輸省告示第572 号)第1条、第14条第1項、別表第1備考3「965」~「967」、第4号の5様式
度の	目的	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係)航空機による危険物の安全輸送のため。
概 要	対象	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係)何人も
У.	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係) 平成 3年:告示(リチウムイオン電池関係の規定を追記) 平成21年:告示改正(一定の要件を満たした場合の、ラベルの要件を緩和)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、第4類第2石油類とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。また、リチウムイオン電池を航空輸送する場合、①指定サイズ、②指定カラー、③貼付箇所(複数面に亘ることは不可)の基準に適合したうえで、梱包物にラベルを貼付する必要があるため、コスト増加要因となっている。したがって、輸送の安全確保を前提にしつつ、国際基準にキャッチアップした合理的な制度整備を行うべきである。さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。

規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係) 我が国のリチウムイオン電池を航空輸送する場合の基準については、国連勧告 を受けた国際民間航空条約第18附属書及びこれに基づく危険物の航空安全輸送 に関する技術指針に準拠し、国際基準と同様の取り扱いをしているところ。リチウム イオン電池を航空輸送する場合の梱包物のラベルの貼付についても上述の通り国 際基準に準拠して定めているものである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係) -
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	【問題点】(リチウムイオン電池を航空輸送する場合関係) 国際民間航空条約においては、締約国は当該条約の附属書に規定される国際基準に則ることとされており、我が国のリチウムイオン電池を航空輸送する場合の基準についても、附属書及びこれに基づく危険物の航空安全輸送に関する技術指針によって、適切に定めているところである。 【補完措置】 なし

規制改革事項(事務局記載)		一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費
規制の概要(事務局記載)		「概要】 ・現在、一般家庭が太陽光発電を導入した場合、余剰電力はプレミアム(48円/kWh)で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。  【根拠法令】 ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法) ・経済産業省告示第66号
所	担当府省	経済産業省
管 省	担当局名	省エネルギー・新エネルギー部
庁	担当課·室名	新エネルギー対策課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	エネルギー供給構造高度化法、平成二十一年経済産業省告示第二百七十八号 (最終改正:平成二十二年三月二十九日 経済産業省告示第六十六号)
制	目的	太陽光発電の導入拡大
度の	対象	非発電事業用の太陽光発電システムの所有者等
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成21年制定、施行
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	現在、一般家庭が居住の用に供する家屋については、太陽光発電設備を導入した場合、余剰電力はプレミアム(48円/kWh)で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。したがって、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とすべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	再生可能エネルギーの全量買取制度に関するプロジェクトチームにおいて本年7月に示した制度の大枠では、「住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブの向上等の観点から例外的に現在の余剰買取を基本とし、今後具体的な方法について検討する」としているところ。集合住宅等に係る買取方式については、太陽光発電の導入拡大に加え、制度の簡明性や円滑な実施といった観点を踏まえつつ、制度の詳細について検討していく。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

		マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受
規制改革事項(事務局記載)		電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用(内規)」の見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・ 自家用電気工作物の設置者には、技術基準適合維持、保安規程の作成、主任技術者の選任又は保安管理業務の外部委託が義務付けられている。(自家用電気工作物の設置者の約9割は、自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託する場合は、1年に1回以上、停電を伴う点検(保護継電器と遮断器の連動動作試験等)を実施することが義務付けられる。 【根拠法令】 ・ 電気事業法第43条第1項 ・ 電気事業法施行規則第52条第2項 ・「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」平成21・4・15原院第1号 平成21年5月1日(施行 平成22年11月1日)
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	原子力安全·保安院
庁	担当課·室名	電力安全課
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第1項、第2項、第52条の2、第53条第2項第5号電気事業法施行規則第52条の2第一号口の要件、第一号ハ及び第2号口の機械器具並びに第一号二及び第二号ハの算定方法等並びに第53条第2項第五号の頻度に関する告示 第4条主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成21・04・15原院第1号)
	目的	事業用電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を 確保し、及び環境の保全を図ること。
規 制	対象	事業用電気工作物(600V以下かつ一定の出力未満の小出力発電設備等、安全性の高い電気工作物(一般用電気工作物)以外の電気工作物)。
・制度の概要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	主任技術者の選任及び外部委託制度は、電気事業法制定時に創設されたもの。電気主任技術者の外部委託制度については、自家用電気工作物は多種多様であり、規模により確保すべき保安レベルに差があること、及び零細な設置者に電気主任技術者を選任雇用させることが経済的負担を負わせることになり結果として選任が行われない事態が懸念されたことから、需要設備(電気使用設備)に限って例外的に外部委託を認めるものとして創設された。外部委託制度の対象について、制度制定当初は最大電力300キロワット未満の需要設備のみに認められていたが、技術進歩等を踏まえ、現在に至るまで漸次改正が行われている。昭和63年には、出力500キロワット未満の一部の発電所にも認められることとなった。平成15年には、民間の活力を活用する観点から、外部委託先となる法人の要件について、経済産業大臣が指定する法人から電気事業法施行規則で定める要件を満たす法人に改め、民間への門戸開放を行った。平成21年には、外部委託先が行う保安管理業務が不適切である事例があったこと等を踏まえ、外部委託の承認基準となる外部委託契約書等に記載すべき事項の明確化を行った。

# 【グリーンイノベーション 29】

規制改革事項(事務局記載)		家庭用電気料金メニューの拡充
規制の概要(事務局記載)		【概要】 電力会社の選択約款においては、時間帯別・深夜料金メニュー等に関する取扱いを定めている。(なお、選択約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可)
	T	・電気事業法第19条に基づく、各電力会社の電気供給の選択約款に規定。
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課·室名	電力市場整備課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	•電気事業法第19条第6項
制度	目的	一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資するため。
の概	対象	一般電気事業者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成7年改正において導入
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省CO2化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー(例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー(夜間の充電料金)やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かな料金メニュー(30分単位等))とはなっていない。したがって、行政は需要家の省CO2化等を推進して行くためにも、電力会社に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	需要家サイドにおける省エネや低炭素エネルギー活用を図るため、エネルギー需給情報を利用した需給マネジメントを行うための制度環境整備のあり方の1つとして、料金メニューの活用について、検討を行う。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 30】

規制改革事項(事務局記載)		需要家のロードカーブ情報の取扱い
規制の概要(事務局記載)		【概要】 電気事業法上の規定はない。 経済産業省(資源エネルギー庁)のスマートメーター制度検討会にて検討中。 【根拠法令】 -
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課·室名	電力市場整備課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
制	目的	
度の	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	需要家の電力使用量情報(時間帯別のロードカーブ情報)については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報の保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱が明確化されていない。また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け(電気事業法の取扱い等)の明確化が必要である。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	電力使用情報については他の情報と同様、現行の個人情報保護制度の対象であり、当該制度の範囲内において現行も対応可能。 更に、省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う。 なお、電気事業法の規制対象は電気の供給事業であり、エネルギーマネージメントサービスの提供事業はその対象ではない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 30】

規制改革事項(事務局記載)		需要家のロードカーブ情報の取扱い
規制の概要(事務局記載)		【概要】 電気事業法上の規定はない。 経済産業省(資源エネルギー庁)のスマートメーター制度検討会にて検討中。 【根拠法令】 -
 所	担当府省	消費者庁(個人情報の保護に関する法律について)
管省	担当局名	
庁	担当課·室名	企画課個人情報保護推進室
規制・制度	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」又は「法」という。)は、あらゆる事業分野をその規律の対象として、個人情報を大量に取り扱う事業者に対して、個人データの第三者提供の原則禁止等の一般法としての必要最小限度の義務を定めており、各事業分野における個人情報の具体的な取扱いについては、その実情に応じて、当該事業分野を所管する省庁がガイドライン等の策定等を行うことを前提としている。したがって、本件についても、本件を所管する省庁において、ルールの明確化の要否やその内容等の実情を考慮の上、必要な場合には個人情報の取り扱い等に関するガイドライン等の策定が行われるものであり、本件を所管していない当庁において、判断できる事項ではない。
の 概 要	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	需要家の電力使用量情報(時間帯別のロードカーブ情報)については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報の保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱が明確化されていない。また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け(電気事業法の取扱い等)の明確化が必要である。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 31】

規制改革事項(事務局記載)		特定電気事業制度の見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならず、需要家への供給義務を負う。一方、一般電気事業者には、特定電気事業の供給区域に対する供給義務はない。 【根拠法令】 ・電気事業法第18条第3項、第21条第1項
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課·室名	電力市場整備課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	電気事業法第24条の3
制制度	目的	需要家保護の観点から、一般電気事業者及び特定電気事業者による系統利用に 関するルールとして託送制度が規定されているが、特定電気事業については補完 供給を除き同様の措置は講じられていない。
の 概	対象	一般電気事業者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成7年改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	特定電気事業制度については、平成7年の制度改革以降で当該制度を利用した 事業者が僅か6社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度で は、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。したがっ て、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者に ついて、電力会社等の複数の電源より、常時電力の供給(系統連系)を受けること が可能となる制度とすべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 32】

規制改革事項(事務局記載)		特定供給の関係性の緩和
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・特定供給は、電力の供給者と需要者間において、生産工程、資本関係、人的関係、取引等関係、組合設立の何れかの密接な関係がある場合に認められる。 【根拠法令】 ・電気事業法第17条、電気事業法施行規則第21条
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課·室名	電力市場整備課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	電気事業法第17条、電気事業法施行規則第21条
· 制 度	目的	自家発自家消費に類似した性格となる特殊な形態での供給について、一般電気事業や特定電気事業の許可を受けることなく可能とするため。
の 概	対象	特定供給を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		特定供給の対象となるエリア概念の拡大
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・特定供給については、専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内(さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内「一の需要場所」)の需要に応じ、電気を供給するための発電設備により電気を供給するときなどを除き、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 【根拠法令】 ・電気事業法第17条、電気事業法施行規則第20条及び第20条の2
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課•室名	電力市場整備課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	電気事業法第17条、電気事業法施行規則第21条
制度	目的	自家発自家消費に類似した性格となる供給について、一般電気事業や特定電気事業の許可を受けることなく可能とするため。
の概	対象	特定供給を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	現行の特定供給の制度では道路を隔てた建物間は電気事業法における「一の需要場所」には該当しないため、自由な電力融通ができない。したがって、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、「一の需要場所」のエリア概念を拡大すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		低圧託送料金制度の創設
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・電力会社の託送供給約款においては、一般電気事業者及び特定規模電気事業者(電力小売を行う事業者)等が、発電・調達した電気を一般電気事業者が運営する送配電網を介して、需要家に供給する取扱いを定めている。(なお、託送供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可) 【根拠法令】 ・電気事業法第24条の3に基づく、各電力会社の電気供給の託送供給約款に規定。
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課・室名	電力市場整備課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	電気事業法第24条の3
制	目的	一般電気事業者や特定規模電気事業の用に供するための電気の送電線利用料に 係るルールの明確化
度の概	対象	一般電気事業者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成15年度改正において振替供給と接続供給を一本化して託送供給として規定。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、 太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発 電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。ま た、地域レベルでの低圧の電力受け渡しについて、既存の電力線を利用できない。 したがって、行政は既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、電力 会社に対して、選択約款により、低圧託送の利用が対応可能な旨を周知し、対応を 促すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	特定規模電気事業者(PPS)については、託送義務は存在するが、太陽光発電の余剰買取制度が存在し、低圧が自由化されていない現状では低圧託送のニーズが限定的と考えられる。ただし、今後、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴う競争環境整備、分散型電力供給システムのあり方等を検討する中で、託送制度についても検討を加えることとしている。 なお、当事者間の合意に基づき一般電気事業者が託送を行う行為については、電圧を問わず制度上禁止されていない。 また、託送料金制度においては選択約款制度は存在しない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載) ガ		ガス導管事業の用に供する導管の道路占有許可
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・ガス導管の敷設については、道路法における道路占用の特例が、ガス事業法に定める一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するガス管に限定されており、ガス導管事業の用に供するガス管については対象となっていない。 【根拠法令】 ・道路法第36条、道路法施行令第9条、国土交通省事務連絡(平成16年3月30日付、国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達)
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	道路局
庁	担当課・室名	路政課道路利用調整室
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路法第32条、第33条、第36条
規制・制度の	目的	一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物、物件又は施設を設けて継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこととしている。
概 要	対象	道路法の道路
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	道路法(昭和27年6月10日法律第180号) 道路法(平成15年6月18日法律第92号)道路法第36条
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。したがって、低炭素社会の実現に向けた導管敷設促進の観点から、ガス導管事業(一般ガス事業の供給区域外を含む)についても、一般ガス事業の用に供するガスインフラと同様の取扱いとすべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	道路法第36条に基づく占用の特例の対象とするか否かの判断にあたっては、一般公衆の生活と密接な関係を有し、公益性が高いという観点から、個別の事業法において一般利用者に対する役務提供義務を設けていること等を踏まえて判断しているところであり、ガス導管事業に係るガス管について特例の対象とすることは困難である。ただし、道路法第33条の基準に適合すれば、ガス導管事業に供するガス管の占用は可能である。 なお、国土交通省においては、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管理者に対して提供するなど、円滑な設置に配慮している。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	_
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	_

規制改革事項(事務局記載)		行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・道路管理者は、ガス工事・通信工事後、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があった場合には、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができる。 【根拠法令】 ・道路法第38条、国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達(平成20年3月25日
所	担当府省	国土交通省
管省	担当局名	道路局
庁	担当課•室名	路政課道路利用調整室
規制・制度の	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	道路法第38条
	目的	道路の占用に関する工事については、本来、道路占用者が行うべきものであるが、 道路の占用に関する工事が、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれにかん がみ、道路管理者が「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」等に おいては、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うこと ができることとしている。
概要	対象	道路法の道路
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	道路法(昭和27年6月10日法律第180号)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	道路占用事業者(一般ガス事業者、通信会社等)が道路工事を行った場合、原則として、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっているが、地方公共団体によっては、行政が受託復旧を行い、その復旧費用を占用事業者に支払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自社で復旧するより割高となっている事例もある。したがって、工事の効率性、費用負担等を勘案し、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札により、舗装復旧を行うべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	道路の占用に関する工事については、本来、道路占用者が行うべきものであるが、 当該工事が、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれにかんがみ、道路管理 者が「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」等においては、道路 の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができることと されている。 当該工事は、競争入札等により施工者を決定しており、同工事のうち占用に関する 工事に係る費用は、道路占用者の負担となるが、当該工事の完了後に精算するな ど、工事の落札状況に応じた適切な額となるよう留意することとしている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	_
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	_

規制改革事項(事務局記載)		ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・ガス導管事業者が新規に導管を敷設する場合、託送供給料金の算定基礎となるガス導管の減価償却にかかる耐用年数は法人税の定める耐用年数(鋳鉄製導管: 22年、鋳鉄製導管以外の導管13年)を上回る30年が適用される。 【根拠法令】 ・ガス事業託送供給約款料金算定規則第7条(別表第1第1表)、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(別表第二)
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	資源エネルギー庁
庁	担当課·室名	ガス市場整備課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠があ る場合、併せて記載	ガス事業法第22条第1項(準用第37条の8)、ガス事業託送供給約款料金算定規 則第2条
制制度	目的	一般ガス事業者及びガス導管事業者に対して、託送供給に係る料金その他の供給 条件について託送料金を定め、公表義務を課し、公正な競争を促進する
の 概	対象	一般ガス事業者、ガス導管事業者
要	規制・制度の制定時期、主な 改正経緯	平成16年2月24日付け制定
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局 記載)	ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法(30年)で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。したがって、低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。
	上記規制改革の方向性への 考え方	一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、託送料金算定の基礎として、30年の減価償却費算定方法を認めるかどうかについては、今後、実態を踏まえながら検討を行う予定。
	【対応可能性のある場合】見 直し予定及びその内容	現在、「低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会」において導管敷設に関する インセンティブについて検討中であり、本要望についてもその中で取り上げる予定。
	【対応困難とする場合】要望 へ対応した場合に生じる問 題点及び問題点に対する補 完措置の有無等	

# 【グリーンイノベーション 38】

規制改革事項(事務局記載)		準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・準工業地域内においては、可燃性ガスの製造にかかる事業にかかる建築物は、建築してはならない。 【根拠法令】 ・建築基準法第48条第10項、建築基準法施行令第130条の9の5	
	担当府省	国土交通省	
告	担当局名	住宅局	
庁	担当課·室名	市街地建築課	
 規 制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	建築基準法第48条(用途地域等)、同別表第2(用途地域等内の建築物の制限)	
制	目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、 健康及び財産の保護を図る。	
度の概	対象	建築物	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和25年 建築基準法 制定 平成5年 同法 改正(用途地域の整備)	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業にかかる建築ができないため、当該製造ができない。製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しないことからも、建築基準法の適用除外とすべきである。	
	上記規制改革の方向性への考え方	建築基準法第48条は、用途地域ごとの目的に応じて各用途地域に建築することのできる建築物の用途を制限しているが、個別の計画について、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、可燃性ガスの製造工場を建築することが可能である。	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。	

規制改革事項(事務局記載)	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化
規制の概要(事務局記載)	【概要】 ○河川 〈河川横断時の埋設許可要件〉 ・河川縦断時の埋設許可要件については、河川敷地の占用許可に関して、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、工作物設置許可に関して、「河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとすること」、「縦断的に設置しないことを基本とするものとすること。」と定められている。 〈河川区域内での防護装置〉 ・河川区域内での防護装置〉 ・河川区域内での防護装置〉 ・河川区域内での防護装置とついては、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとすること」と定められている 〇道路 〈農業用道路の占用許可要件〉 ・農業用道路の占用許可要件〉 ・港湾道路の占用許可要件〉 ・港湾道路の占用許可要件〉 ・港湾道路は、港湾法により、港湾施設と規定されており、港湾区域内の工事には港湾管理者の許可が必要と規定している。(許可要件については明確となっていない。) 〈高速道路の占用許可要件〉 ・高速道路の占用許可要件〉 ・高速道路の占用許可要件〉 ・高速道路については、道路法による道路とされており、道路法により認められる義務的占用の対象として規定されている。 〇公共用地等 〈公共用地等における占用許可要件〉 ・個別法(河川法・道路法等)に定めのない公共用地(例えば、法定外公共物(いれゆる赤道)や企業団地の形成を目的とした用地取得で区画等が未整備の用地等)は、国有財産法及び地方自治法において、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権(地上権等)を設定することができるとされている。 ・また、都市公園については、公園管理者は、公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないない場合等に限り、許可を与えることができると規定している。
	【根拠法令】 〇河川 〈河川横断時の埋設許可要件〉 ・河川法第24条、建設省河政発第67号(平成11年8月5日付、建設事務次官通達) 第8第2項第5号、国河治第71号(平成14年7月12日付、工作物設置許可基準)第 4第6項、第17第1項第1号 〈河川区域内での防護装置〉 ・国河治第71号(平成14年7月12日付、工作物設置許可基準)第17第1項第2号 〇道路 〈農業用道路の占用許可要件〉 ・土地改良法第2条第2項第1号、法第56条第2項 〈港湾道路の占用許可要件〉 ・港湾法第2条、港湾法37条 〈高速道路の占用許可要件〉 ・道路法第3条、第36条 〇公共用地等 〈公共用地等における占用許可要件〉 ・国有財産法第18条、地方自治法第238条の4 ・都市公園法第7条

所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	農村振興局
	担当課·室名	土地改良企画課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	
制度	目的	
の概	対象	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	○河川 〈河川横断時の埋設許可要件〉 ・河川横断時の埋設許可要件については、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない場合は原則可とすべきである。 〈河川区域内での防護装置〉 ・圧力管については、安全性の確保が検証されれば、必ずしも二重構造とせず、治水上問題とならない仕様による設置の許可とすべきである。 ○道路 〈農業用道路・港湾道路の占用許可要件〉 ・農業用道路及び港湾道路については、許可要件を明確化し、道路法に準じた取扱い(義務的占用)とすべきである。 〈高速道路の占用許可要件〉 ・高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準(手続き・技術的基準)が明確でないことから、一般道路等と同様に整備(一般道の場合、条例等で明記)すべきである。 ○公共用地等 〈公共用地等における占用許可要件〉 ・公共用地等における占用許可については、個別協議等により占用可能となっている。道路と同様に義務占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可すべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	土地改良区の所有する農業用道路(主にあぜ道等)におけるガスパイプラインのインフラ整備を行う具体的事例が想定されうるのかは必ずしも明らかではなく、また、これらは私人間の協議で決定されるものであり、特段土地改良法で規制しているものではない。なお、同法第56条第2項については、土地改良区の管理する土地改良施設が他の用途に供されることが適当となった場合に、その管理の方法等について土地改良区が地方公共団体等に協議を請求することができるものであり、本件のように事業者から協議を行うことを規定しているものではない。また、地方公共団体が所有する農業用道路については、上記の公共用地等と同様の扱いとなっている。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化
規制の概要(事務局記載)	【概要】 〇河川総断時の埋設許可要件> ・河川総断時の埋設許可要件 ・河川総断時の埋設許可要件については、河川敷地の占用許可に関して、「工作物は、原則として河川の総断方向に設けないものであり、かつ、決水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、工作物設置許可に関して、「河川の総折方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないものを除き設けないものとすること」、「総断的に設置しないことを基本とするものとすること。」と定められている。 〈河川区域内での防護装置」 ・河川区域内での防護装置 ・河川区域内での防護装置 ・河川区域内での防護装置 ・河川区域内での防護装置 ・河川区域内での防護装置 ・河川区域内での防護装置については、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとすること」と定められている  〇道路 〈農業用道路の上用許可要件> ・農業用道路の占用許可要件> ・農業用道路のよ西門で要件> ・港湾道路は、港湾法により、港湾施設と規定されており、港湾区域内の工事には港湾管理者の許可が必要と規定している。(許可要件については明確となっていない。) 〈高速道路については、道路法による道路とされており、道路法により認められる義務的占用の対象として規定されている。 (許可要件については明確となっていない。) 〈高速道路については、道路法による道路とされており、道路法により認められる義務的占用の対象として規定されている。 〇公共用地等 〈公共用地等については、公園管理者は、公園の占用が区域の用地において、貸し付け、又は私権(地上権等)を設定することができると規定している。・また、都市公園については、公園管理者は、公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないない場合等に限り、許可を与えることができると規定している。 「根拠法令」 〇河川  「規議等」 (河川送第24条、建設省河政発第67号(平成11年8月5日付、建設事務次官通達第8第22第5号、国河治第71号(平成14年7月12日付、工作物設置許可基準)第1項面域方での防護装置> ・河川送第72号(平成14年7月12日付、工作物設置許可基準)第1項第2号 〇道路、第17第1項第1号、決第15号(平成14年7月12日付、工作物設置許可基準)第17第1項第2号 〇道路の占用許可要件> ・港湾道路の占用許可要件> ・港湾道路の占用許可要件> ・港湾法第2条、第2項(共享37条 <高速道路の占用許可要件> ・港湾法第3条、第30条 〇公共用地等における占用許可要件> ・道路法第3条、第30条

所管省庁	担当府省	国土交通省
	担当局名	河川局 道路局 港湾局 都市·地域整備局
	担当課·室名	河川局 河川環境課河川保全企画室 道路局 路政課道路利用調整室 港湾局 総務課 都市·地域整備局 公園緑地·景観課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	○河川 河川法第26条第1項 工作物設置許可基準(建設省河川局治水課長通達H14.7.12改正) ○道路 道路法第32条 ○港湾 港湾法第37条第1項 各港湾管理者(地方公共団体等)の定める条例等 ○公共用地等(都市公園) 都市公園法第6条
	目的	〇河川 治水上又は利水上の支障、他の工作物への悪影響、河川の自由使用の妨げ等 社会公共の秩序に障害を及ぼすのを防止するため。 〇道路 一般の自由な通行を本来の目的とする道路に、工作物、物件又は施設を設けて 継続して道路を使用することは、多少なりとも通行の支障になり得ることから、道路 本来の目的との調整を図るため、道路管理者の許可を受けなければならないこと としている。 〇港湾 港湾法第37条第1項:港湾の利用又は保全に著しく支障を与える行為、港湾計 画の遂行を著しく阻害する行為、港湾の開発発展に著しく支障を与える行為を防止 する 〇公共用地等(都市公園) 都市公園の機能を増進することのない工作物その他の物件又は施設は本来都 市公園に設けられることは好ましくないものであるが、都市公園の敷地が様々な経 済活動が行われる都市域の一部を占める以上、都市公園の敷地内にこれらを設 置することがやむを得ない場合もありうることから、都市公園の機能を阻害しない 必要最小限の範囲で設置を認めることとしている。
	対象	○河川 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者 ○道路 道路法の道路 ○港湾 港湾法第37条第1項:港湾区域内の水域の占用等をしようとする者 ○公共用地等(都市公園) 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を 占用しようとする者。
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	〇河川 昭和39年制定 〇道路 旧道路法(大正8年4月11日法律第58号)第28条 IB基法(昭和27年6月10日法律第180号)第32条 〇港湾 港湾法第37条第1項:昭和25年制定 〇公共用地等(都市公園) 昭和31年

#### 〇河川

<河川縦断時の埋設許可要件>

・河川縦断時の埋設許可要件については、単に工作物を河川縦断方向に設けない という規定ではなく、治水上問題とならない場合は原則可とすべきである。

<河川区域内での防護装置>

・圧力管については、安全性の確保が検証されれば、必ずしも二重構造とせず、治水上問題とならない仕様による設置の許可とすべきである。 〇道路

<農業用道路・港湾道路の占用許可要件>

#### 規制改革の方向性(事務 局記載)

・農業用道路及び港湾道路については、許可要件を明確化し、道路法に準じた取扱い(義務的占用)とすべきである。

<高速道路の占用許可要件>

・高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準(手続き・技術的基準)が明確でないことから、一般道路等と同様に整備(一般道の場合、条例等で明記)すべきである。

## 〇公共用地等

<公共用地等における占用許可要件>

・公共用地等における占用許可については、個別協議等により占用可能となっている。 道路と同様に義務占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可すべきである。

## <河川横断時の埋設許可要件>

多くの場合、河川は軟弱で不安定な状態であることから構造物の設置には細心の注意が必要である。堤防等においては地盤の状況によっては不均一な数m単位の大きな沈下を生じたり、洪水による大きな洗掘を受ける可能性があるため、工作物の埋設は治水上問題となることが多い。このため、やむを得ない河川の横断等にあたって、基礎の対策を十分に施した橋梁や河川から十分深い安定した地下のトンネル等の方法の場合に限って認めているところであり、上記方向性に対応することは困難である。

## <河川区域内での防護装置>

圧力管が損傷した場合には、内容物が噴出し、河川水の汚染や堤防の損傷による破堤など重大な被害を生じるおそれがある。このため、施設の十分な安全性の確保を求めるものであり、安全性を確実に確保するための技術的な基準として、圧力管は二重構造とすることとしている。

## <高速道路の占用許可要件>

道路法第36条に基づく占用の特例(義務占用物件)の対象は、道路法に基づく、全ての道路を対象としており、その許可基準も同様である。

## 上記規制改革の方向性 への考え方

## <港湾道路の占用許可要件>

港湾法においては、第37条第1項の規定に基づき、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)において占用等をしようとする者は、港湾管理者(地方公共団体等)の許可を受けなければならない旨を規定しているが、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)における占用等に係る事務、港湾施設の占用等に係る事務は、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理できる「自治事務」として整理されており、各港湾管理者が条例等を定めて処理しているところ。

このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、許可要件その他の事項について、国が一律に定めることはできないが、港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。

#### <公共用地等(都市公園)>

ガスパイプラインについては、都市公園法第7条第3号「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」として占用物件の対象となるものであり、現行制度において都市公園本来の機能を阻害しない範囲で設置が認められており、都市公園における個別の物件・施設の許可にあたっては、各自治体において公益性等を考慮の上、判断されるもの。

#### <公共用地等(都市公園)>

都市公園法に基づき、占用物件の地下占用については、各自治体において公益性等を考慮の上、公園計画や公園利用との整合・調整を図りつつ認めているところであり、ガスパイプラインについても現行制度で対応可能。

#### 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容

#### <港湾道路の占用許可要件>

港湾区域内の占用等の許可は、港湾管理者が行う自治事務であり、各港湾管理者が各港湾の実情に応じてするべきものであるが、港湾区域の占用等に関し、平成22年度中に港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。

#### <河川横断時の埋設許可要件>

多くの場合、河川の地中部は軟弱あるいは変動しやすい状態にあることから、堤防下に圧力管路等を縦断的に埋設すると、地盤沈下等に伴い周辺に空洞を生じ、洪水時に浸透を助長して破堤等の甚大な被害を生じることが懸念される。また、縦断占用は堤防の補強や河川を横断する他の工作物の施工や構造に大きな制約を与えたり、水防活動の杭打ち等の支障となるなど、治水上の支障となることが考えられる。

# 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等

## <河川区域内での防護装置>

現状では、「安全性の確保が検証」されているか「治水上問題とならない仕様による設置」が想定している構造としては、二重構造以外にはないため、ただちに変更することは困難と考えているが、そのような構造が新たに実用に供されるのであれば、ご提示して頂ければ検討してまいりたい。

#### <公共用地等(都市公園)>

地下に埋設されるガスパイプラインについて、都市公園法において、一定の基準に 適合する場合に一律に許可を与えなければならないとすること(義務占用)は、樹 木の良好な生育、地下水の涵養等を阻害することもあり得ることから、適当ではな い。

#### 【グリーンイノベーション 40】

規制改	(革事項(事務局記載)	事業系一般廃棄物の3R促進
規制の概要(事務局記載)		【概要】 事業者は、一般廃棄物の運搬または処理を委託する場合には、一般廃棄物の収集運搬又は処分業の許可を有する者等へ委託しなければならない。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課•室名	廃棄物対策課、産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の概要	対象	一般廃棄物の排出事業者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
規制和	規制改革の方向性(事務 局記載)	事業系一般廃棄物について、廃棄物の量および形状から自治体が処理困難な場合がある。このような場合、排出事業者が産業廃棄物として処理委託をすることは、排出事業者責任の見地から適切であり、かつ自治体の負担を軽減する結果となる。 したがって、事業系一般廃棄物について、排出事業者が産業廃棄物処理業者へ委託することを可能とするべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により対応困難と考える。
改革要望	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

〇廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されているところ、市町村による一般廃棄物の処理が困難であることは、 当該市町村が一般廃棄物処理業の許可をする基準となっており、処理困難な事業 系一般廃棄物については、一般廃棄物処理業者による処理を確保することが可能 である。

〇御要望のように事業系一般廃棄物を産業廃棄物として処理委託をすることができるとした場合、当該廃棄物の一般廃棄物・産業廃棄物の区分が排出事業者の判断に委ねられることとなるが、現在、一般廃棄物の総排出量の約30%(平成20年度)が事業系であることから、排出事業者の判断により一般廃棄物の処理体系が多大な影響を受けることになる。

〇市町村は区域内の一般廃棄物の発生量及び処理量を見込んで、一般廃棄物を 円滑・完全に処理する体制を整備するが、事業系一般廃棄物か産業廃棄物かの区 分を排出事業者の判断に委ねてしまうと、市町村が事業系一般廃棄物の発生量を 適切に見通して、その収集運搬・処分に係る計画を定めることが極めて困難とな り、市町村の一般廃棄物処理事業に著しい支障が生じる。

〇つまり、一般廃棄物の発生量及び処理量が排出事業者の判断で大きく変動するため、市町村が適正な規模を見込んで整備した一般廃棄物処理施設が過大なものとなり、公費の無駄が発生し、一般廃棄物処理に従事する人員が過剰になり、大きな社会的コストが生じたり、逆に、見込みを大幅に超える事業系一般廃棄物を市町村が処理することとなった場合、その処理が滞り、生活環境保全上の支障が生じたりすることになる。

〇これまで、事業系一般廃棄物のうち、その排出や処理の実態から見て産業廃棄物として処理することがふさわしいものについては産業廃棄物に区分を変更しており、直近では、平成19年に、物流業に係る木製パレットを産業廃棄物に移行させている。廃棄物の適正な処理が可能な体制を確保しつつ、御要望の趣旨にお応えするには、同様の方法により対応することが適当である。

## 【グリーンイノベーション 41】

規制改革事項(事務局記載)		一般廃棄物処理業の許可取得の柔軟化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課・室名	廃棄物対策課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の概	対象	一般廃棄物の処理を業として行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
規制改革要望等々	規制改革の方向性(事務 局記載)	一般廃棄物の業の許可は、自治体が策定する一般廃棄物処理計画に基づいて行われるが、それを理由に過度に厳しい規制が課せられることによって新規参入が阻害されることがあってはならない。したがって、特に処理計画に明確に定めることの難しいという理由で、経済実態の変化に応じた事業系一般廃棄物の処分業に関する柔軟な許可取得が妨げられている実態がある場合には、国が当該自治体に事実上の改善勧告を行うことなどによって、その改善に努めるべきである。その第一歩として、事業系一般廃棄物処分業の許可についての実態調査を行うべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により対応困難と考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

〇一般廃棄物処理業の許可を与えるかどうかは、一般廃棄物処理計画等に照らし、市町村が自治事務として行う一般廃棄物の処理を円滑完全に遂行するのに必要適切であるかどうかという観点から、これを決すべきものであり、市町村長の自由裁量に委ねられているものと解されている。

〇また、新規許可については、判例において、「既存の許可業者等によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されているような場合には、市町村は、これとは別にされた一般廃棄物収集運搬業の許可申請について審査するに当たり、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者等のみに引き続きこれを行わせることが相当であるとして、当該申請の内容は一般廃棄物処理計画に適合するものであるとは認められないという判断をすることもできるものというべきである」(平成16年1月15日最高裁第1小法廷判決)とされているところである。〇地方公共団体の自治事務に対しては、地方自治法第2条第13項において、国の特別配慮義務が定められているほか、国の関与は法律上厳しく制限されている。そのような中で、市町村が適法に行った一般廃棄物処理業許可の判断に国が関与し、市町村の自由裁量を制限することは、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくという地域主権改革の趣旨にもそぐわない。

〇以上のことから、許可についての実態調査は、十分な必要性が認められない。

# 【グリーンイノベーション 42】

規制改革事項(事務局記載)		企業グル一プでの産業廃棄物の自ら処理の促進
規制の概要(事務局記載)		【概要】 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、運搬または処分を委託する場合、委託先は収集運搬または処分の業の許可を取得している事業者でなければならない。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、7条、11条、12条、14条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、第7条、第11条、第12条、第14条
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の概	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
規制改革要望等への対	規制改革の方向性(事務 局記載)	廃棄物を排出する事業者とそれを減量・リサイクル可能な事業者との関係が持分 法適用の関係会社の場合であっても、廃棄物処理法上で企業グループとしての自 ら処理は認められないため、減量・リサイクルをするために廃棄物処分業の許可を 取得する必要があるとの運用がされている。この結果、企業グループにおける3R が阻害されている。 したがって、同一グループ企業内や同一敷地内における一体的な事業で発生す る廃棄物について、責任の所在が明確である場合には、事業を一体とみなすことに よって、自ら処理を可能とするべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

- ・他者の産業廃棄物の収集又は運搬並びに処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。これは、①産業廃棄物は、自由な処分に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性が常にあることや、②産業廃棄物の処理委託契約は、逆有償の関係(当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金を受領)にあるため、産業廃棄物処理業者が、処理コストを捻出せず、不法投棄等の不適正処理を行いやすいインセンティブが働くこと、等を踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができると認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているものである。
- ・企業グループといえども、各企業は別個の法人主体であり、その目的及び業務内容等も当然のことながら異なっている。仮に、他者の排出した産業廃棄物を処理するに当たり業の許可を不要とすると、前述の処理業許可制度の趣旨が担保できなくなるので、これを悪用して自ら処理であると称した無許可での廃棄物処理行為が行われ、しかもこのような違法行為に対する行政処分等もできなくなってしまうおそれがあり、結果として産業廃棄物の不適正処理の温床となりかねない。
- ・したがって、御提案の内容への対応は困難である。

## 【グリーンイノベーション 43】

規制改革事項(事務局記載)		関連性の強い複数排出事業者の連携による3Rの促進
規制の概要(事務局記載)		【概要】 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、運搬または処分を委託する場合、委託先は収集運搬または処分の業の許可を取得している事業者でなければならない。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、7条、11条、12条、14条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第12条、第12条の3、第14条 施行令第6条の2 施行規則第8条の4、第8条の4の2
制 制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の 概	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 昭和51年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(委託基準の設定) 平成9年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(産業廃棄物管理票制度に 改正)
規	規制改革の方向性(事務 局記載)	テナントビル、ショッピングモール、商店街など、複数の事業者が共同して3Rを推進することが適切かつ可能な場合がある。このような場合、マニフェストはビルの管理会社等が自らの名義で交付等の事務を行ってもよいとされているが、委託契約は個々の事業者が締結する必要がある。しかし、個々のテナントが処理委託契約を締結することは現実的ではなく、かつ複数の排出事業者の連携による3Rを阻害している。したがって、当事者間の契約に基づき、これらのグループを代表するものが排出事業者となることで、全体の廃棄物の3R促進および適正な処理委託を可能とするべきである。
制改革要望等	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。
望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・契約締結に関し、委任状を交付し委任するのであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までをも転嫁しうるものではないが、ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能である。 ・なお、廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処分の場所や、受託者の許可の範囲等を記載した委託契約書により行うことを義務付け、委託者である排出事業者に、受託者が適切に当該産業廃棄物の処理の事業を行えるかどうかを確認させ、排出事業者責任の徹底を図っているところであり、この趣旨からは、委託者である排出事業者が受託者と自ら直接契約を締結することが望ましい。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 44】

規制改革事項(事務局記載)		動脈物流を活用した食品リサイクルの促進
規制の概要(事務局記載)		【概要】 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、運搬または処分を委託する場合、委託先は収集運搬または処分の業の許可を取得している事業者でなければならない。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、7条、12条、14条、施行令第2条、施行規則第10条の3、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
ᇎ	担当府省	環境省・農林水産省(農林水産省からも同旨の回答を予定)
所管省	担当局名	(環境省)廃棄物・リサイクル対策部 (農林水産省)総合食料局
庁	担当課·室名	(環境省)企画課リサイクル推進室、廃棄物対策課、産業廃棄物課 (農林水産省)食品産業企画課食品環境対策室
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条、第21条
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の 概	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成12年 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定 平成19年 食品リサイクル法改正(再生利用事業計画の認定制度改正)
規制改革	規制改革の方向性(事務 局記載)	廃棄物処理法においてはフランチャイズチェーンの本部および加盟店が一体として排出事業者となり、3Rを推進することが認められていないため、店舗への商品配達の戻り便を利用した売れ残り商品等の回収を行うことができない。そのため、店舗ごとの排出量が少量であるフランチャイズチェーン業態のリサイクル率向上が阻害されてしまっている。また、動植物性残渣は業種によって産業廃棄物か否かが規定されており、大量排出する場合であっても一般廃棄物として処理を行う必要が生じている。したがって、本部等の責任において適正処理を行う場合には、許可を取得することなく動脈物流を活用した収集運搬を広域的に行えるようにするとともに、食品リサイクル法における対象事業者であれば産業廃棄物として取扱うべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下のように既存制度で対応可能である。

要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	○廃棄物は、不要物であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、不法投棄等の生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置く必要がある。 ○そのため、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理を業として行う場合は、原則として市町村長の許可を受けなければならないとしている。 ○一方、食品リサイクル法においては、再生利用品の使用を促進するため、再生利用事業計画の認定を受けた場合には、当該計画の範囲内において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は、廃棄物処理法上の一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例制度を設けており、本検討項目はこの特例制度を活用することにより、対応可能となっている。既にコンビニエンスストア等も農畜産物の購入可能なスーパーマーケット等と組んで認定を受け、再生利用に取り組んでいる実績もあり、広域的にチェーン展開している事業者にも活用されている。このため、本検討項目については、まずは、当該認定制度の利用を検討していただきたいと考える。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 44】

[グリーンインペーション 44]		
規制改革事項(事務局記載)		動脈物流を活用した食品リサイクルの促進
規制の概要(事務局記載)		【概要】 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、運搬または処分を委託する場合、委託先は収集運搬または処分の業の許可を取得している事業者でなければならない。
		【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、7条、12条、14条、施行令第2条、施 行規則第10条の3、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
所	担当府省	環境省・農林水産省(環境省からも同旨の回答を予定)
管省	担当局名	(環境省)廃棄物・リサイクル対策部 (農林水産省)総合食料局
庁	担当課·室名	(環境省)企画課リサイクル推進室、廃棄物対策課、産業廃棄物課 (農林水産省)食品産業企画課食品環境対策室
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項、第6項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条、第21条
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の 概	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、主 な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成12年 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定 平成19年 食品リサイクル法改正(再生利用事業計画の認定制度改正)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	廃棄物処理法においてはフランチャイズチェーンの本部および加盟店が一体として排出事業者となり、3Rを推進することが認められていないため、店舗への商品配達の戻り便を利用した売れ残り商品等の回収を行うことができない。そのため、店舗ごとの排出量が少量であるフランチャイズチェーン業態のリサイクル率向上が阻害されてしまっている。また、動植物性残渣は業種によって産業廃棄物か否かが規定されており、大量排出する場合であっても一般廃棄物として処理を行う必要が生じている。したがって、本部等の責任において適正処理を行う場合には、許可を取得することなく動脈物流を活用した収集運搬を広域的に行えるようにするとともに、食品リサイクル法における対象事業者であれば産業廃棄物として取扱うべきである。
規	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下のように既存制度で対応可能である。
制改革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	○廃棄物は、不要物であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、不法投棄等の生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置く必要がある。 ○そのため、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理を業として行う場合は、原則として市町村長の許可を受けなければならないとしている。 ○一方、食品リサイクル法においては、再生利用品の使用を促進するため、再生利用事業計画の認定を受けた場合には、当該計画の範囲内において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は、廃棄物処理法上の一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例制度を設けており、本検討項目はこの特例制度を活用することにより、対応可能となっている。既にコンビニエンスストア等も農畜産物の購入可能なスーパーマーケット等と組んで認定を受け、再生利用に取り組んでいる実績もあり、広域的にチェーン展開している事業者にも活用されている。このため、本検討項目については、まずは、当該認定制度の利用を検討していただきたいと考える。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
_		

# 【グリーンイノベーション 45】

		<u></u>
規制改革事項(事務局記載)		優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施
規制の概要(事務局記載)		【概要】 廃棄物処理法においては、委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に再委託する 行為は原則禁止とされている。
		【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、施行令第6条の12、施行規則第10 条の7
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課・室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第14項 施行令第6条の12 施行規則第10条の6の3、第10条の7
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
の 概	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 昭和51年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(再委託の原則禁止)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	現行法においては再委託が原則として禁止されているため、複数の収集運搬業者が連携して効率的な運搬を行うことが困難である。 したがって、不法投棄を防止しながら物流の効率化を図るため、優良な産業廃棄物収集運搬業者については、排出事業者に通知することによって再委託をすることを可能とするべきである。
規制改革	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・廃棄物処理業者は、委託を受けた産業廃棄物の処理を自ら適正に処理できることを前提として許可を受けているものであるから、その処理業務を更に他人に委託することは、許可制度の趣旨から望ましくない。 ・排出事業者がその責任を果たすためには、産業廃棄物の処理を委託する場合であっても、自らの意図したとおりに当該産業廃棄物の処理が行われていくことが必要であり、排出事業者から委託された産業廃棄物が排出事業者の意思を確認することなく再委託を行うことは、たとえ処理を受託する者が優良事業者であったとしても、その処理についての責任の所在を不明確にし、不適正処理を誘発するおそれがあるため、認められるものではない。 ・したがって、御提案の内容への対応は困難である。

#### 【グリーンイノベーション 46】

[99—247N—232 40]		
規制改革事項(事務局記載)		積替え保管の許可基準の明確化
		【概要】 収集運搬してきた車両から積換え地点以降の運搬の用に供される車両への廃棄 物の積み替え及び運搬が、連続して行われる場合は、保管行為とはみなされない。
規制の	)概要(事務局記載)	【根拠法令】 昭和60年7月環衛82号「産業廃棄物の保管行為に係る事務処理について」、平成 17年3月25日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル策部産業廃棄物課長通知環廃 産発第050325002号「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣 議決定)」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用 関係)について(通知)」
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
宀	担当課·室名	産業廃棄物課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、第14条第1項・第12項施行令第6条 昭和60年環衛八二号「産業廃棄物の保管行為に係る事務処理について」 平成17年環廃産発第〇五〇三二五〇〇二2号「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)」
制度の	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
概要	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
女	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 昭和60年「産業廃棄物の保管行為に係る事務処理について」 平成17年「「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決 定)」において平成16年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関 係)について(通知)」
	規制改革の方向性(事務 局記載)	コンテナ輸送等廃棄物が飛散しない容器を用いて運搬する場合には、小型車両から大型車両への積み替え、運搬途中で滞留しない形での駐車については積み替え保管の許可が不要であるが、許可取得を指導する自治体がある。したがって、小型車両から大型車両への積み替え、運搬途中で滞留しない形での駐車については積み替え保管の許可が不要である旨通知すべきである。
規制改革要望	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。

工等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・平成17年に発出した「「規制改革・民間開放推進三カ年計画」(平成十六年三月十九日閣議決定)において平成十六年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」に示すおとおり、産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次の1.及び2.に掲げる要件のいずれも満たす作業については、廃棄物処理法施行令に定める積み替え保管行為には該当しない。 1. 封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものであること。 2. 当該作業の過程で、コンテナが滞留しないものであること。・上記の内容について、今後とも各地方公共団体に対し、周知徹底を図ってまいりたい。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 47】

規制改革事項(事務局記載)		船舶・鉄道輸送による静脈物流の効率化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 産業廃棄物の収集又は運搬、処分を業として行おうとする者は、許可を受けなければならない。また、事業者は産業廃棄物管理票を交付する必要がある。
		【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、14条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、第12条の3、第14条第1項 施行令第6条
制制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
の概	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成9年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(産業廃棄物管理票制度に 改正)
規制改革要望等	規制改革の方向性(事務 局記載)	収集運搬の許可は、本来、車両を利用した廃棄物輸送を前提としたものであり、 道路および道路沿いの土地を中心とした生活環境への支障を考慮して都道府県単 位の許可となっている。しかし、船舶・鉄道は、駅および港湾を拠点として貨物を広 域移動する輸送手段であり、都道府県が許認可権を有することには合理性が乏し い。したがって、収集運搬の許可を不要とすべきである。 また、船舶・鉄道については、現在区間委託の形で処理委託契約を締結している が、その運行経路は固定されており、かつ貨物輸送の安全性は国土交通省によっ て監督されていることから、当該区間は処理委託契約書およびマニフェストを不要 とし、最終的な積み卸地でのみマニフェストの収集運搬終了確認をすることを認め るべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

- ・廃棄物処理法に基づく許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止したうえで、事業の用に供する施設及び能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認める者に限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである。この趣旨は、輸送手段が船舶・鉄道であるということをもって否定されるものではなく、船舶・鉄道による廃棄物の輸送を行う者についても、当該産業廃棄物を適正に運搬する施設、能力等を有することが確認できなければ、当該者により産業廃棄物の不適正処理が行われることの防止を担保することができない。
- ・廃棄物処理法においては、次のような制度により、不法投棄等の不適正処理の防止をし、排出事業者責任の徹底を図っているところである。すなわち、委託契約書では、産業廃棄物の処理を委託する前段階において、委託する産業廃棄物の種類や数量等を、書面化することを通じ、双方の役割と責任を明確にし、マニフェストでは、前述の委託契約書どおりに産業廃棄物が適正に処理されていることについて、処理関係者間で情報を共有し、確認を行うためのものである。貨物輸送の安全性は国土交通省によって監督されているとのことであるが、そのことによって、生活環境の保全を図ることを目的とした前述の内容を担保できるものではない。したがって、御提案の内容への対応は困難である。

規制改革事項(事務局記載)		汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 下水道管理者が自ら行う(いわゆる下水道公社や処理施設維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む)下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃棄物処理法の適用除外となっている。
		【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条、施行令第7条 平成4年8月衛環第233号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正につ
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条 施行令第7条 平成4年衛環第二三三号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」 平成16年環廃対発第〇四〇三三一〇〇二号・環産廃発第〇四〇三三一〇〇三号 「下水道法施行令の一部改正について」
制度の	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
概要	対象	廃棄物を処理しようとする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成4年 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」発出 平成16年「下水道法施行令の一部改正について」発出
	規制改革の方向性(事務 局記載)	廃棄物処理法制定時の通知において、下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこととされているが、PFI事業等については、廃棄物処理業および廃棄物処理施設の許可を取得するよう指導がなされることが多い。したがって、下水道処理施設および浄水施設に付随する脱水施設については、これらの管理者によって一体的に管理されていることから、廃棄物処理法を適用しないよう取扱うべきである。
規制改	上記規制改革の方向性へ の考え方	契約形態によっては、現行制度下でも対応可能な場合もあると考えている。
革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・下水道管理者が自ら行う発生汚泥等の処理については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)に基づく処理の基準が適用され、廃棄物処理法は適用されないこととされている。一方で、下水道管理者が他人に委託して発生汚泥等の処理を行うような場合等については、廃棄物処理法が適用されることとされている。 ・PFI事業等の場合については、契約形態によっては、現行においても廃棄物処理法の適用対象外となる場合もあると考えている。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 49】

【クリーンイノベーション 49】		
規制改革事項(事務局記載)		広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 広域認定制度及び家電リサイクル法に基づき大臣認定を受けた場合、運送業者の変更・追加にあたっては変更認定や変更届の提出が必要である。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、15条の4の3、施行令第5条の8、施行規則第6条の18、特定家庭用機器再商品化法第23条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課•室名	企画課リサイクル推進室、産業廃棄物課、廃棄物対策課
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、15条の4の3 施行令第5条の8、第7条の5 施行規則第6条の20、第12条の12の13 特定家庭用機器再商品化法第23条及び第24条
規制・制度の	目的	特定家庭用機器再商品化法:製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の適正な 再商品化の実施の確保  ・廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ること。 ・広域認定制度を通じて、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理 しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の適正な処理を確保するこ と。
要	対象	特定家庭用機器再商品化法:製造業者等 環境省令で定める一般廃棄物若しくは産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行 おうとする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	特定家庭用機器再商品化法:平成10年6月公布、平成13年4月完全施行 昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成15年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(広域認定制度の創設)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく収集運搬の大部分は数多くの貨物運送業者が実施している。貨物自動車運送事業法では、利用運送として下請運送の管理および把握が行われているにも関わらず、広域認定ではすべての運送業者の変更や役員変更、住所変更等にあたって変更認定及び変更届の事務手続きが必要であり、業務が煩雑となっている。したがって、広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく、収集運搬の委託を貨物運送業の許可を有する事業者に行う場合は、元請けとなる貨物運送業者に変更がなければ、その下請けとなる運送業者の変更認定および変更届の適用除外とすべきである。
規制改計	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。

単要望等へ	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
の対応	【対応困難とする場合】要 望へ対応した場合に生じ る問題点及び問題点に対 する補完措置の有無等	・廃棄物処理法に基づく広域認定制度や家電リサイクル法に基づく製造業者等の認定制度においては、認定を受けた者から委託を受けて廃棄物の収集運搬を業として行う者については、廃棄物処理法に基づく廃棄物収集運搬業の許可が不要とした上で、認定を受けた者から委託を受けて廃棄物の収集運搬を業として行う者を変更するときは、変更の認定を受けることが必要としている。これは、他者の廃棄物を収集運搬する場合、①収集した廃棄物について不法投棄等の不適正な処理が行われれば、甚大な環境汚染が発生するおそれがあることや、②利益の最大化のため、他者から処理料金を受領して当該廃棄物の不法投棄等を行うインセンティブが働くこと、等を踏まえ、廃棄物の収集運搬を業として行う者を行政が確実に把握し、適切な監視・指導を行うことにより、廃棄物の不適正処理を防止するとともに、不適正な処理が行われた場合において、当該処理を行った者に対し確実に責任追及を行い、生活環境の保全を図る必要があるためである。・貨物運送の安全性をその法目的とする貨物自動車運送事業法において、利用運送として下請け運送の管理及び把握が行われているとしても、そのことをもって、廃棄物の収集運搬を行う者により、廃棄物の適正な収集運搬がなされ、生活環境が保全されることについては、何ら担保されるものではないため、上記の制度により、行政が廃棄物の収集運搬を行う者を確実に把握することが必要である。したがって、ご要望にお応えすることはできない。

## 【グリーンイノベーション 49】

[777—7477—749]		
規制改革事項(事務局記載)		広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 広域認定制度及び家電リサイクル法に基づき大臣認定を受けた場合、運送業者の変更・追加にあたっては変更認定や変更届の提出が必要である。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、15条の4の3、施行令第5条の8、施行規則第6条の18、特定家庭用機器再商品化法第23条
所	担当府省	経済産業省
管省	担当局名	商務情報政策局
庁	担当課·室名	情報通信機器課環境リサイクル室
	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、15条の4の3 施行令第5条の8、第7条の5 施行規則第6条の20、第12条の12の13 特定家庭用機器再商品化法第23条及び第24条
規制・制度の	目的	特定家庭用機器再商品化法:製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の適正な 再商品化の実施の確保 ・廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ること。 ・広域認定制度を通じて、効率的な再生利用等を推進するとともに、再生又は処理 しやすい製品設計への反映を進め、ひいては廃棄物の適正な処理を確保するこ と。
要	対象	特定家庭用機器再商品化法:製造業者等 環境省令で定める一般廃棄物若しくは産業廃棄物の広域的な処理を行い、又は行 おうとする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	特定家庭用機器再商品化法:平成10年6月公布、平成13年4月完全施行 昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成15年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(広域認定制度の創設)
規	規制改革の方向性(事務 局記載)	広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく収集運搬の大部分は数多くの貨物運送業者が実施している。貨物自動車運送事業法では、利用運送として下請運送の管理および把握が行われているにも関わらず、広域認定ではすべての運送業者の変更や役員変更、住所変更等にあたって変更認定及び変更届の事務手続きが必要であり、業務が煩雑となっている。したがって、広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく、収集運搬の委託を貨物運送業の許可を有する事業者に行う場合は、元請けとなる貨物運送業者に変更がなければ、その下請けとなる運送業者の変更認定および変更届の適用除外とすべきである。
制改革要	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
要望等	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

の	
対	
応	

- ・廃棄物処理法に基づく広域認定制度や家電リサイクル法に基づく製造業者等の認定制度においては、認定を受けた者から委託を受けて廃棄物の収集運搬を業として行う者については、廃棄物処理法に基づく廃棄物収集運搬業の許可が不要とした上で、認定を受けた者から委託を受けて廃棄物の収集運搬を業として行う者を変更するときは、変更の認定を受けることが必要としている。これは、他者の廃棄物を収集運搬する場合、①収集した廃棄物について不法投棄等の不適正な処理が行われれば、甚大な環境汚染が発生するおそれがあることや、②利益の最大化のため、他者から処理料金を受領して当該廃棄物の不法投棄等を行うインセンティブが働くこと、等を踏まえ、廃棄物の収集運搬を業として行う者を行政が確実に把握し、適切な監視・指導を行うことにより、廃棄物の不適正処理を防止するとともに、不適正な処理が行われた場合において、当該処理を行った者に対し確実に責任追及を行い、生活環境の保全を図る必要があるためである。
- ・貨物運送の安全性をその法目的とする貨物自動車運送事業法において、利用運送として下請け運送の管理及び把握が行われているとしても、そのことをもって、廃棄物の収集運搬を行う者により、廃棄物の適正な収集運搬がなされ、生活環境が保全されることについては、何ら担保されるものではないため、上記の制度により、行政が廃棄物の収集運搬を行う者を確実に把握することが必要である。したがって、ご要望にお応えすることはできない。

## 【グリーンイノベーション 50】

規制改革事項(事務局記載)		リサイクル品の活用促進①
規制の概要(事務局記載)		【概要】 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされている。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、平成12年7月衛環第65号「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」等
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項·第4項 平成17年環産廃発〇五〇八一二〇〇三「行政処分の指針について」
・制度の	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
概要	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
女	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成17年「行政処分の指針について」通知発出
	規制改革の方向性(事務 局記載)	循環型社会を構築するためには、副産物・リサイクル製品・リュース品の売買及び使用を促進する必要があるが、競合するバージン素材や商品、原料が安い場合等、市況によって廃棄物に該当してしまう場合があるため、特にガラスカレット・鉄鋼スラグ・硫黄・再生採石・溶融スラグなどの運搬や利用および輸出が困難である。したがって、一定の品質基準への適合性を条件に、廃棄物の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬、利用及び輸出を可能とするべきである。
規 制 改	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。

要益等との文	で重要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・廃棄物は、排出者にとって不要であるために、自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。御指摘のような物についても、一定の品質基準への適合することを条件に廃棄物処理法の適用除外とすれば、個人の資質や技術、適正な処理が可能な施設等の有無に関わらず、誰でも廃棄物を処理する事業を行うことができる可能性が生じ、このような事業に対する法の管理が行き届かず、ひいては廃棄物の不適正処理が行われ、環境汚染につながるおそれがあるため、一律に廃棄物処理法の適用除外とすることは適当でない。 ・なお、ある物が廃棄物に該当するか否かは、平成11年の最高裁判例において、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされているところである。 ・一方、廃棄物処理法第7条及び第14条において、再生利用することが確実であると市町村長又は都道府県知事等が認め、指定を受けた者に関しては、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度を講じているところであり、ご要望の内容については、この制度を活用することにより対応可能であると考えている。
		【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 51】

規制改革事項(事務局記載)		リサイクル品の活用促進②
規制の概要(事務局記載)		【概要】 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、 取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされてい る。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、平成12年7月衛環第65号「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」等
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課・室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項・第4項 平成17年環産廃発〇五〇七二五〇〇二「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断 指針について」 平成17年環産廃発〇五〇八一二〇〇三「行政処分の指針について」
制・制度の	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
の概	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成17年「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」 平成17年「行政処分の指針について」通知発出
	規制改革の方向性(事務 局記載)	建設汚泥をリサイクルした改良土は、品質が確保されていれば有用な土木資材であるが、市場が競合する建設残土等が廉価又はマイナス価格であるため、有償売却が困難であり、自治体によって廃棄物として扱われるため有効に利用されていない。 したがって、一定の品質基準への適合性および施行現場における適切な使用を条件に、廃棄物処理法の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬および利用を可能とすべきである。
規制改革要望	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。

*等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥に中間処理を加えた後の物については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。したがって、このような物であって、廃棄物に該当するものについては、法の適切な管理下におくことが必要であり、当該物が廃棄物に該当するか否かは、平成11年の最高裁判例のとおり、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきである。・他方、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進されることも重要であるため、当省においても、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日環廃産発〇五〇七二五〇〇二環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)において指針を示しているところであり、これについて、引き続き各地方公共団体に対し周知徹底を図ってまいりたい。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		バイオマスの利活用促進
規制の概要(事務局記載)		【概要】 廃棄物か否かは総合判断で決定され、排出形態に応じて一般廃棄物か産業廃棄物かが決定される。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
	1= .14. 11.	
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	廃棄物対策課、産業廃棄物課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項
制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の概要	対象	廃棄物の処理を行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定
	規制改革の方向性(事務 局記載)	間伐材や枝打ち材などのバイオマス資源は、運送費に比べて価格が低い場合があり、このことによって産業廃棄物又は一般廃棄物と位置付けられることによって、有効活用が阻害されている。 したがって、少なくとも木質バイオマスについて、再生可能エネルギーとしてなど、一定の条件下で適切に利活用される場合については、運用の標準的ガイドラインを国が策定することによって、現状自治体毎に様々である取扱いを統一化すべきである。
規	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由のとおり対応困難と考える。
制改革	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
要望等への対応	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	〇廃棄物は、排出者にとって不要であるために、自由な処分に任せるとぞんざいに扱われ、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。 〇仮に、廃棄物をリサイクル(エネルギー利用を含む。以下同じ。)する予定であることをもって廃棄物処理法の適用除外とすれば、個人の資質や技術、適正な処理が可能な施設の有無に関わらず、誰でも廃棄物の処理の事業を行うことができることとなり、このような事業に対する法の管理が行き届かず、ひいては悪質な事業者により廃棄物の不法投棄等が行われ、甚大な環境汚染につながるおそれがある。 〇現にこれまでも、「リサイクル目的の資源」と称して木くずを過剰堆積、不適正保管する不適正処理事例が後を絶たず、その結果、野積みされた木くずが発火し甚大な生活環境保全上の支障を生じさせた事例や、過剰堆積された木くずの行政代執行による撤去・処理に多額の費用を要した事例が存在している。 〇したがって、リサイクルする予定であることをもって廃棄物である木質バイオマスを廃棄物処理法の適用除外とすることは適切ではなく、御要望は対応困難である。 〇なお、近年、木質バイオマスは、製紙工場の燃料等として多くが有価で流通しており、この場合は廃棄物処理法の対象外である。

規制改革事項(事務局記載)		一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長
		【概要】 一般廃棄物処理業の許可の更新期間は、2年と定められている。
規制の	概要(事務局記載)	【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、施行令第4条の5
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
七	担当課·室名	廃棄物対策課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項、第7項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の5、第4条の8
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の 概	対象	一般廃棄物の処理を業として行おうとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定(許可期限なし) 平成3年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等改正(許可期限1年) 平成9年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正(許可期限2年)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	産業廃棄物処理業の許可の更新期間は5年である一方で、一般廃棄物処理業の許可の更新期間は2年と短く、施設設置や運搬車両の購入等多大な投資が必要であるにもかかわらず、短期許可期間では融資を受けることが困難である。したがって、一般廃棄物処理業の許可について、産業廃棄物処理業の許可と同様、更新期間を5年とするべきである。
規 制 改	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下のとおり、必要に応じて検討する。
革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	〇一般廃棄物処理業の許可の更新期限は、(1)市町村の一般廃棄物処理計画のうち実施計画は単年度ごとに定められるものであり、それとの整合性をとることが適当であること、(2)一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村がその自治事務として実施する一般廃棄物の処理の一環として、市町村を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期限をできるだけ短くすることにより一層の信頼を高める必要があると判断されたことから、2年とされている。 〇要望については、上記の趣旨を損なうことのないよう、慎重に議論する必要があるため、直ちに対応することは困難であるが、今後、市町村及び一般廃棄物処理業者等の関係者から意見を聴いた上で、許可期限の在り方について、必要に応じ検討を行うこととしたい。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

規制改革事項(事務局記載)		特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含
規制の概要(事務局記載)		【概要】 特別管理産業廃棄物処理業の許可業者は、特別管理産業廃棄物のみの収集・ 運搬または処分を行うことが許されており、通常の産業廃棄物の収集・運搬または 処分を行うことは認められていない。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第14条の4、施行令第2条の4
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、第14条第1項・第6項、第14条の4第 1項・第6項 施行令第2条、第2条第2条の4
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
の概	対象	廃棄物を処理しようとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成3年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(特別管理産業廃棄物の導 入)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	特別管理産業廃棄物処理業の許可業者は、通常の産業廃棄物の収集・運搬または処分をすることは認められていない。一定の有害性等が予想される場合、安全性を考慮して特別管理産業廃棄物処理業者に委託することが適切であるが、対象物が通常の産業廃棄物に該当する場合には、無許可業者への委託となってしまう。したがって、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた場合、産業廃棄物の処理も同様に行うことを可能とするべきである。
規	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。
制改革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・廃棄物処理法においては、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのある性状を有する有害なものについて、当該廃棄物の品目や、そこに含まれる有害物質や排出事業場の種類に応じ、個別に特別管理産業廃棄物として指定し、特別管理産業廃棄物の処理に係る業許可と、産業廃棄物の処理に係る業許可は、別個の制度しているところであるが、一方の許可を有している者が、もう一方の許可を取得できないというものではなく、御要望の趣旨は、両方の許可を有している者へ処理委託することとすれば達成できるものと考える。 ・また、仮に特別管理産業廃棄物の業許可を取得していることをもって、産業廃棄物を取り扱えることとした場合、監督行政庁が処理品目やその事業計画等の許可業者に係る情報を適切に把握できず、ひいては的確な指導、処分等を行えなくなり、生活環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、ご要望にお応えすることはできない。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

#### 【グリーンイノベーション 55】

規制改革事項(事務局記載)		廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外	
規制の概要(事務局記載)		【概要】 建築基準法に基づき、対象廃棄物処理施設のある一定規模以上の処理能力を 有する施設は、都市計画審議会の議を経る必要がある。 【根拠法令】 建築基準法第51条、施行令第130条の2の2	
所	担当府省	国土交通省	
管省	担当局名	住宅局	
庁	担当課·室名	市街地建築課	
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	建築基準法第51条(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)、施行令第 130条の2の2(位置の制限を受ける処理施設)	
制	目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、 健康及び財産の保護を図る。	
度の	対象	ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等	
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	廃棄物処理施設は都市計画決定または都市計画審議会を経て特定行政庁が許可を行う必要があり、焼却や埋め立てを伴わないようなマテリアルリサイクル施設(木くず、がれき類、廃プラ等)であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには近隣住民の同意を要する場合があることから、迅速な施設設置が行えない。工業専用地域及び工業地域内に設置する場合においても同様の手続きが必要とされ、一般的な製造業者に比べ過大な負担が生じている。したがって、産業廃棄物施設設置については、建築基準法51条の対象から除外し、工場設置と同等の規制とすべきである。	
	上記規制改革の方向性へ の考え方	一定規模以上の処理を行う産業廃棄物処理施設等は、一般的な製造工場と違い、周辺住民の居住環境も含めた市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、立地に際し十分な配慮が必要である。したがって、都市内におけるこれらの施設の配置については都市計画上の視点から十分に検討される必要があり、適切な施設の配置を確保するため、これらの施設については、その新築又は増築について原則として都市計画においてその位置が決定しているものでなければならない。また、その位置が決定しているもの以外は、都市計画的判断が必要なため、都市計画審議会の議を経て許可すること等の一定の手続きを経る必要がある。	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容		
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり。	

規制改革事項(事務局記載)		処理委託契約書の簡素化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 排出事業者は、産業廃棄物処理を委託する場合、委託基準を遵守するとともに、 委託契約書を締結しなければならないとされている。さらに、当該委託契約に含まれるべき事項が多く法定されている。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、施行令第6条の2、施行規則第8条 の4、8条の4の2
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課・室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第4項、第12条の3 施行令第6条の2 施行規則第8条の4、8条の4の2
制制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
の概	対象	廃棄物を処理しようとする者
要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 昭和51年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(委託基準の設定) 平成9年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(産業廃棄物管理票制度に 改正)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	処理委託契約書の内容は項目が多く、契約書作成や保管事務が煩雑となっている。マニフェストによって処理委託の当事者の特定、委託量、処理ルートの確認は当事者間で行われ、また後日行政によっても確認可能である。さらに、実際に不法投棄等の不適正処理が行った場合についても、マニフェストに基づいて排出事業者の特定や排出量に基づく措置命令等は可能であり、現実に行われている。特に電子マニフェストを使用した場合、後日の改ざんは不可能であり、その信用性は高い。 したがって、電子マニフェストを継続的に使用する場合には、排出事業者の契約書締結義務を免除するべきである。
規制改	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
革要望等	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
等への対応	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・委託契約書は、産業廃棄物の処理を委託する前段階において、委託する産業廃棄物の種類や数量、処理の内容、産業廃棄物の処分の場所、受託者の許可の範囲等の委託契約に関する情報を委託者・受託者の双方で確認し、これを書面化することを通じ、双方の役割と責任を明確にするために義務付けられているものである。 ・他方、産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、前述の委託契約書どおりに産業廃棄物が適正に処理されていることについて、排出事業者・産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者の処理関係者間で情報を共有し、確認を行うため、その交付等が義務付けられているものであって、委託基準とは別途必要とされる義務である。 ・したがって、電子マニフェストを継続的に使用することをもって、排出事業者の契約書締結義務を免除することはできない。

規制改革事項(事務局記載)		マニフェスト報告制度の適用猶予の再開
規制の概要(事務局記載)		【概要】 排出事業者は、排出事業場ごとに、毎年1回交付した管理票の交付等の状況に 関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対して、マニフェスト報告書 を提出しなければならない。
		【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、12条の3、施行規則第8条の27、平成18年12月環廃産発第061227006号「産業廃棄物管理票に関する報告書及び出にマニフェストの普及について(通知)」
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の3第6項 施行規則第8条の27 平成18年環廃産発第〇六一二二七〇〇六号「産業廃棄物管理票に関する報告書 及び電子マニフェストの普及について(通知)」
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
の 概	対象	廃棄物を処理しようとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成9年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正(報告制度の導入) 平成18年「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)」発出
	規制改革の方向性(事務 局記載)	マニフェスト報告制度は、排出事業者および自治体の双方に負担が大きく、さらに不適正処理の防止等に効果がないことから、長期にわたり適用が猶予されていた。しかし、現在は適正処理の推進のためではなく、電子マニフェストの普及のためだけに再開されており、排出事業者・自治体に過度な負担がかかってしまっている。したがって、マニフェスト報告制度について、適用の猶予を再開すべきである。
規	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
制	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
改革要望等への対応	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・マニフェストの都道府県知事又は政令市長への報告については、マニフェスト制度に則って、排出事業者がマニフェスト違反を行っていないか、あるいは、最終処分に至るまでの一連の処理工程について的確に確認が行われているか等を監督行政庁が的確に把握することを通じて、マニフェスト制度の実効性をより高めるためのものであり、かつ、産業廃棄物の受け入れ、搬入が都道府県の域を越え、広域的に移動する中、不法投棄等の不適正処理を防止し、産業廃棄物処理の実態を正確かつ迅速に把握していくことにあたって、必要不可欠となっているもの。・他方、「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)に基づき、マニフェストの交付状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、平成22年度に結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講ずることにより、管理票交付者の負担の軽減を図ってまいりたい。・また、紙マニフェストではなく、電子マニフェストを利用した場合においては、マニフェストの交付状況について、情報処理センターから各都道府県へ報告が行われ、管理票交付者が自ら報告を行う必要はないことから、電子マニフェストの普及を一層進めることを通じて、管理票交付者の事務負担の軽減を図ってまいりたい。

規制改革事項(事務局記載)		産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化
規制の概要(事務局記載)		【概要】 産業廃棄物処理業者は、事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、軽微な変更については、変更日から10日以内に届出をするものとされている。 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2、施行規則第10条の9、10条の10
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課•室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項から第3項 施行規則第10条の9、10条の10
制・制度	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の 処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生 の向上を図ることを目的とする。
の概	対象	廃棄物を処理しようとする者
要	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成4年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則改正(第10条の9、第10 条の10追加)
	規制改革の方向性(事務 局記載)	産業廃棄物処理業者は、役員、政令指定使用人、5%以上株主等の変更、届出車両の変更があった場合、10日以内に都道府県知事へ変更届を提出しなければならない。しかし、上場をしている会社の場合、株主は日々変動しており、また役員、支店長の数は合計すれば100名以上に及ぶ場合もある。このような変更を、現在109もある許可権を有する自治体へ届けることはきわめて困難である。したがって、優良な産業廃棄物処理業者および上場している産業廃棄物処理業者については、役員および5%以上株主について、年に1回届出をすれば足りることとすべきである。
規制改	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
革要望	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
重等への対応	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・廃棄物処理法における許可の欠格要件については、廃棄物処理業への暴力団関係者の関与や、全国各地での大規模不法投棄が社会問題化したことを受け、事業の適正な実施が期待できない悪質な者を類型化し、これに該当する者について裁量の余地なく一律にその許可を取り消し、悪質な者を確実かつ迅速に産業廃棄物処理業界から排除することにより、産業廃棄物処理業の適正な実施を確保し、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払しよくするとともに、生活環境の保全を図ることを目的としている。 ・欠格要件に該当する悪質な者を確実かつ迅速に排除するためには、届出制度により、行政が事業者の欠格要件該当性を判断するための情報を適切に把握できることとしておくことが必要不可欠であり、行政が当該情報について常時適切に把握できないとなると、悪質業者の排除が行えないこととなり、ひいては不法投棄等が行われ生活環境保全上の支障が生ずるとともに、産業廃棄物処理業に対する国民の不信感を増大させることとにつながりかねないため、御提案について対応することは困難である。

## 【グリーンイノベーション 59】

規制改革事項(事務局記載) 欠格要件の見直し		
規制の概要(事務局記載)		【概要】 申請事業者や法人の役員(5%以上の株主等の実質的な支配者を含む)、支店 長などの使用人が欠格要件に該当する場合、都道府県等は業および施設設置許 可を取り消さなければならない。 【根拠法令】
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4、14条の3の2
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第4項、第7条の4、第14条第5項、第 14条の3の2 施行令第4条の7、第6条の10 平成17年環廃産発〇五〇八一二〇〇三「行政処分の指針について」
制·制度の	目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
の 概 要	対象	廃棄物を処理しようとする者
<b>安</b>	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和45年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 平成4年 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正(第4条の7等追加)
規制改革	規制改革の方向性(事務 局記載)	一般廃棄物処理業者および産業廃棄物処理業者の欠格要件は、政令指定使用人にも適用されている。政令指定使用人は本店又は支店の代表者、および継続的に業務を行うことができる施設の契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者となっておりきわめて範囲が広い。企業では支店の統廃合はきわめて頻繁に行われており、また営業所において契約締結権限を有するかどうかは、登記簿上明らかではなく、社内規定においても流動的であることから、明確性を前提とした一律な判断を求められる欠格要件制度にそぐわない。したがって、政令指定使用人のうち、支店長および継続的に契約締結権限を有する者のいる事業所の代表者は欠格要件から除外すべきである。
改革要望等	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
, の	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

- ・廃棄物処理法における許可の欠格要件については、廃棄物処理業への暴力団関係者の関与や、全国各地での大規模不法投棄が社会問題化したことを受け、事業の適正な実施が期待できない悪質な者を類型化し、これに該当する者について裁量の余地なく一律にその許可を取り消し、悪質な者を確実かつ迅速に産業廃棄物処理業界から排除することにより、産業廃棄物処理業の適正な実施を確保し、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払しょくするとともに、生活環境の保全を図ることを目的としている。
- ・支店長及び契約締結権限を有する者のいる事業所の代表者等は、まさに廃棄物処理の委託契約を締結しうる当事者であり、仮にこれらの者を欠格要件の対象から除外した場合、悪質かつ不適格な者が産業廃棄物処理業から排除されず、ひいては産業廃棄物の不法投棄等が行われ、生活環境保全上の支障が生ずるとともに、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を増大させることとにつながりかねないため、御要望にお応えすることはできない。

## 【グリーンイノベーション 60】

規制改革事項(事務局記載)		廃棄物統計の見直し
規制の	概要(事務局記載)	【概要】 環境省発表の統計によると、平成19年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億1900万トンとされている。 【根拠法令】 循環型社会形成推進基本法第29条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課·室名	産業廃棄物課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	_
制度の	目的	―(統計の目的:年々,産業廃棄物を取り巻く状況は,経済活動の多様化や技術の進展等などから変化してきている中にあって,環境省として,排出事業者の迅速かつ的確な対策の実施を推進していくため,産業廃棄物の排出・処理状況に関する調査を実施するもの。)
概 要	対象	_
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	_
	規制改革の方向性(事務 局記載)	産業廃棄物の総排出量は約4億1900万トンとされているが、そのうち汚泥が44.2%、動物のふん尿が20.9%を占めている。汚泥は、含水比がきわめて高いことに加えて、上下水道、電気・ガス事業などのインフラ事業から発生するものである。また動物のふん尿は、飼育頭数から排出量が推計され、飼育施設周辺でそのまま肥料として利用されていることが多く、排出および処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なっている。また、副産物で事業所内で再資源化されているものは、実際には排出されていないにもかかわらず、総排出量に加えられている。したがって、①汚泥を脱水処理施設から排出された状態で集計する、②動物のふん尿を統計から除外する、③現実に排出されていない廃棄物は除外することによって、産業廃棄物として排出されている実態を明確化すべきである。
規	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、現行下で対応可能と考える

_			
	制改革要望等への対応	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・廃棄物処理法において、「排出」とは、物の製造、加工、流通の過程等から廃棄物が出されることをいい、事業場の外へ廃棄物が出されることではない。本調査は、廃棄物が排出される量の把握を目的としているため、その趣旨に照らし、廃棄物が排出された時点において、その量を把握することが適当である。・「①汚泥を脱水施設から排出された状態で集計すること」については、汚泥の脱水は、発生源で行われる場合もあれば中間処理事業者に委託して行われる場合もあり、多種多様である。また、脱水処理は焼却施設と同様に中間処理施設の位置付けであり、脱水後の汚泥は既に中間処理後産業廃棄物である。したがって、汚泥の産業廃棄物としての排出量は、発生段階での量を集計することが適切であると考える。・「②動物の糞尿を統計から除外すること」については、左記のとおり、本調査はあくまでも排出量に係る調査であり、動物のふん尿の排出・処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なっているとしても、廃棄物処理法施行令第2条第10号において産業廃棄物として定められている動物のふん尿を統計の対象から除くということは適切ではないと考える。・「③現実に排出されていない廃棄物は除外すること」についてだが、ご指摘の「副産物」は性状等によっては廃棄物に該当する場合があり、この場合は、事業場内で再資源化されていたとしても、本統計調査の趣旨に照らし、総排出量のうちの一つに加えることは適当なものだと考える。・なお、本調査においては、中間処理量、最終処分量、直接再生利用量を把握しており、御指摘の点については、現時点でもある程度お示しすることは可能と考える。
		【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

## 【グリーンイノベーション 61】

規制改革事項(事務局記載)		PCB含有基準の見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 PCBを含有していると定義する最低濃度が0.5ppmと規定されている。  【根拠法令】 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第1条、施 行令第1条、施行規則第3条
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
庁	担当課•室名	産業廃棄物課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条 施行令第1条 施行規則第3条
制	目的	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保 護及び生活環境の保全を図ること
度の概	対象	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理しようとする者
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成13年 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制 定
	規制改革の方向性(事務 局記載)	PCB特措法により、PCB廃棄物所有者は平成28年7月までに廃棄処理することが義務付けられている。PCBは、処分方法により「高濃度」「低濃度」に分類されるが、低濃度の最低濃度基準は0.5PPM以上と、先進諸外国基準(米・英・仏・加・豪:50PPM、独:10PPM)から掛け離れている。「低濃度」の処分方法として、処理業者が1社しか認定されておらず、また、処分の範囲も限定されているなど、ほとんどの所有者が処理を委託可能な状況になく、継続して保管の義務が課せられている。したがって、海外では、50PPMや10PPM以下であれば通常の廃棄物として処理しており、この現状との整合性も含めて、低濃度の定義と処理の促進を検討すべきである。
規制改革	上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により、対応困難と考える。
改革要望	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	

等	
^	
の	
対	
応	

- ・昭和43年に発生したカネミ油症事件の原因となった物質であるPCBは、環境中で分解されにくく、また生物濃縮しやすいという性質を有し、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質である。このため、環境中への放出を可能な限り抑制する必要があるという考え方の下、化学処理等の方法で達成が十分可能であり分析も可能なレベルを勘案し、PCB特措法においてその処理基準を定めたところである。
- ・PCB廃棄物のうち、PCBを使用した高圧トランス等については、全国5箇所の拠点的広域処理施設において処理が鋭意実施されている。同処理施設の立地に際しては、地元地方公共団体から、上記の処理基準の遵守も含め処理時の安全性の確保に万全を期することを条件として、PCB廃棄物処理事業の実施を受け入れていただいており、現在、同基準の遵守を前提として処理事業が行われているところである。
- ・また、微量PCB汚染廃電気機器等については、昨年11月、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象として微量PCB汚染廃電気機器等を追加するなど、その処理体制の整備を図っており、今後、同認定を受けた処理施設の増加により、処理の推進が見込まれている。
- ・以上のように、現在の処理基準は適切に設定されたものであり、現在の処理基準を見直す必要はなく、また、適当ではない。また、我が国において、処理基準の遵守も含めた安全性の十分な確保を大前提として、PCB廃棄物の特性を踏まえた処理体制の整備を図り、処理を推進しているところ。

## 【グリーンイノベーション 62】

規制改革事項(事務局記載)		自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し
規制の概要(事務局記載)		【概要】 平成21年4月の土壌汚染対策法の改正に伴い、自然的原因によって汚染された土壌であっても、法に基づく土壌汚染対策が講じられることとなった。 【根拠法令】 環水大土発第100305002号土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後
		の土壌汚染対策法の施行について(平成22年3月環境省水・大気環境局長通知)
所	担当府省	環境省
管省	担当局名	水·大気環境局
庁	担当課·室名	土壌環境課
規制	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	・土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ・「今後の土壌汚染対策の在り方について(答申)」(平成20年12月19日付け中央 環境審議会答申) ・「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行 について」(環水大土発第100305002号平成22年3月付け環境省水・大気環境局長 通知)
· 制 度	目的	自然的原因により汚染された土壌の拡散による健康被害の防止のため
の概	対象	自然的原因により汚染された土壌
要	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成15年 土壌汚染対策法施行 平成20年 今後の土壌汚染対策の在り方について(答申) 平成21年 土壌汚染対策法の一部を改正する法律公布 平成22年 土壌汚染対策法の一部を改正する法律施行
規	規制改革の方向性(事務 局記載)	土壌汚染対策法の改正に伴い、自然的原因により有害物質が含まれる汚染土壌についても汚染土壌として管理することが求められた。しかし、日本全国においてフッ素、ホウ素等の自然的原因による土壌汚染環境基準超過は広範に認められるものであり、これについて過度な負担を求めることは一般国民にとって過度な負担となり、国土の健全な利用を阻害してしまう。したがって、自然的原因による汚染土壌については、従来通り、法の対象から外す等の措置を講じるべきである。
紀制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性へ の考え方	旧法においては、「土壌汚染」は、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に限定しており、自然的原因により汚染された土壌をその対象としていなかったところ。しかしながら、平成21年4月の土壌汚染対策法改正により、土壌汚染の拡散の防止の観点から、汚染土壌の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたところであり、当該規制の実効性を担保する上で、自然的原因により汚染された土壌とそれ以外の汚染された土壌を区別するのは適当でないことから、自然的原因により汚染された土壌を法の対象とすることとした。したがって、今回の法改正の趣旨に鑑みると、自然的原因により汚染された土壌について法の対象外とすることは困難である。

【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	自然的原因により土壌環境基準に適合しない可能性がある物質は、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム等である。上記方向性通りとした場合、自然的原因によりこれらの物質に係る土壌環境基準等を超過した土壌については、搬出及び運搬並びに処理に関する適切な管理ができなくなることにより、汚染の拡散を招き人への健康影響が生じるおそれがある。 なお、土壌環境基準等を超過した自然的原因により汚染された土壌がある土地については、原則、形質変更時要届出区域に指定されることとなり、制度上浄化等の対策を求められるものではない。

#### 【グリーンイノベーション 63】

革事項(事務局記載)	 浄化槽の法定検査の見直し 		
概要(事務局記載)	【概要】 浄化槽の所有者である浄化槽管理者は、保守点検と清掃を毎年定められた回数について行う必要があり、実施にあたって資格のある業者等に委託することができる。また、指定検査機関の行う水質に関する定期検査を年1回受けることが義務付けられている。 【根拠法令】 浄化槽法第10条、11条、施行規則第6条、7条		
担当府省	環境省		
担当局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部		
担当課·室名	廃棄物対策課浄化槽推進室		
根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	法定検査(定期検査):浄化槽法第11条、施行規則第9条、平成19年8月29日環境 省告示第64号 保守点検·清掃:浄化槽法第8条、第9条、第10条、施行規則第2条、第3条、第6条、 第7条		
目的	法定検査(定期検査):法令の遵守状況の確認 保守点検・清掃:浄化槽の適切な維持管理 (法目的:公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水 の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること)		
対象	浄化槽管理者(個人、法人又は市町村)		
規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	S58.5.18 浄化槽法制定 H17.5.20 法改正:浄化槽の維持管理、法定検査の受検の実施に対する都道府県 の指導・監督、命令等権限の付与、違反者への罰則規定の制定		
規制改革の方向性(事務 局記載)	浄化槽法においては、保守点検と清掃を毎年法律で定められた回数(保守点検: 年3回以上、清掃:原則年1回)について行い、その記録を3年間保存する必要があ り、さらに適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかの確 認のため、法定検査(水質に関する検査)を定期検査として年1回行う必要がある。 法定検査と民間の維持管理会社に委託されている保守点検とに重複感が生じて いることから、法定検査の在り方を見直すべきである。		
上記規制改革の方向性へ の考え方	以下の理由により対応困難。		
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容			
	既要(事務局記載) 担当所名 担当局名 担当場でででは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、		

σ,	)
朩	l
応	- ,

保守点検は、流入負荷や設備の稼働状況を確認し、必要に応じて機器を修繕すること等により、浄化槽の所定の機能が維持できるよう定期的にメンテナンスを行うものである。

一方、法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が法令に定められた通り適切に行われていること、及び、浄化槽が適切に機能していることを公的に確認するため、都道府県知事が指定した指定検査機関が都道府県知事にかわって放流水質の測定や点検記録の確認を行うものであり、その結果をもって浄化槽管理者、保守点検・清掃業者へ必要な助言・指導を行っている。

法定検査を行わない場合、保守点検・清掃等が適切に行われておらず所定の機能が発揮できていない浄化槽に関し、行政による改善の助言・指導等を行うことが困難となり、ひいては、適切に処理されない水が放流され、公共用水域等の水質悪化を招くおそれがある。

したがって、保守点検と法定検査については、現行制度通り適切に行われる必要 があることから、御提案については対応は困難である。

## 【グリーンイノベーション 中期的検討項目】

規制改革事項(事務局記載)		農地における開発許可の見直し③
規制の概要(事務局記載)		【概要】 農地転用にあたって、「申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得て」いる必要がある。 【根拠法令】 農地法第5条
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	農村振興局
	担当課·室名	農村計画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠が ある場合、併せて記載	農地法第4条第2項第3号、農地法第5条第2項第3号
	目的	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止する。
	対象	農地を農地以外のものにする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定:昭和27年(農地法の制定) 主な改正経緯: 平成10年(2ha超4ha以下の農地転用許可権限を都道府県知事許可に委譲) 平成21年(公共転用に係る法定協議制の導入等農地転用規制を厳格化)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務 局記載)	農地転用にあたって、原則として全ての地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)の同意が必要であるが、実際には所有権登記者の死亡後数十年が経過して相続人が不明の場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。したがって、地権者不明の場合は、固定資産税納税者の同意で対応するなど、合理的な範囲で認めるようにすべきである。
	上記規制改革の方向性へ の考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	農地転用許可制度においては、優良農地を確保していく観点から、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止するため、転用許可の申請があった場合には、申請者に対する一般的な要件として、転用事業を遂行するに足る資力や信用などとともに、「申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている」との要件を満たしていることを求めているところである。この要件については、転用許可申請に係る農地について、申請者のほかに賃借権や共有権等の権利を有する者がいる場合、それらの者の同意を得ていない転用申請にあっては、転用許可を行ったとしても、それらの者の反対等により申請に係る転用事業が行われなくなる可能性があり、そうした事態を未然に防ぐ観点から設けているものである。なお、民法第251条においても、「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない」と規定されている。